

## 新 旧 対 照 表

## 第 1 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>省 略 用 語 例</b></p> <p>・・・・・・・・</p> <p>居住者等・・・・・・・・措置法第2条第1項第1号の2に規定する居住者及び同項第3号に規定する国内に恒久的施設を有する非居住者をいう。</p> <p>株式等・・・・・・・・措置法第37条の10第2項に規定する株式等をいう。</p> <p><u>公社債・・・・・・・・措置法第37条の10第2項第7号に規定する公社債をいう。</u></p> <p><u>一般株式等・・・・・・・・措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等をいう。</u></p> <p><u>上場株式等・・・・・・・・措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいう。</u></p> <p><u>一般株式等に係る譲渡所得等・・・・・・・・措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に 係る譲渡所得等をいう。</u></p> <p><u>上場株式等に係る譲渡所得等・・・・・・・・措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に 係る譲渡所得等をいう。</u></p> <p><u>株式等に係る譲渡所得等・・・・・・・・一般株式等に係る譲渡所得等及び上場株式等に係る譲 渡所得等をいう。</u></p> <p><u>一般株式等に係る譲渡所得等の金額・・・・・・・・措置法第37条の10第1項に規定する一般株 式等に係る譲渡所得等の金額をいう。</u></p> <p><u>上場株式等に係る譲渡所得等の金額・・・・・・・・措置法第37条の11第1項に規定する上場株 式等に係る譲渡所得等の金額をいう。</u></p> <p><u>株式等に係る譲渡所得等の課税の特例・・・・・・・・措置法第37条の10第1項及び措置法第37条の 11第1項に規定する特例をいう。</u></p> <p>特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例・・・・・・・・措置法第37条の11 の3第1項に規定する特例をいう。</p> <p>特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例・・・・・・・・措置 法第37条の11の4第1項に規定する特例をいう。</p>	<p style="text-align: center;"><b>省 略 用 語 例</b></p> <p>・・・・・・・・</p> <p>居住者等・・・・・・・・<u>租税特別措置法</u>第2条第1項第1号の2に規定する居住者及び同項第3号に規定する国内に恒久的施設を有する非居住者をいう。</p> <p>株式等・・・・・・・・<u>租税特別措置法（以下「措法」という。）</u>第37条の10第2項に規定する 株式等をいう。</p> <p><b>（新 設）</b></p> <p>株式等に係る譲渡所得等の金額・・・・・・・・<u>措法</u>第37条の10第1項に規定する<u>株式等</u>に係る 譲渡所得等の金額をいう。</p> <p><b>（新 設）</b></p> <p><b>（新 設）</b></p> <p>特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例・・・・・・・・<u>措法</u>第37条の11 の3第1項に規定する特例をいう。</p> <p>特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例・・・・・・・・<u>措法</u> 第37条の11の4第1項に規定する特例をいう。</p>

改正後	改正前
<p>確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得・・・措置法第37条の11の5第1項に規定する特例をいう。</p> <p>上場株式等に係る譲渡損失の損益通算・・・措置法第37条の12の2第1項に規定する特例をいう。</p> <p>上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除・・・措置法第37条の12の2第5項に規定する特例をいう。</p> <p>特定投資株式の取得に要した金額の控除等・・・措置法第37条の13第1項に規定する特例をいう。</p> <p>特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例・・・措置法第37条の13の2第1項に規定する特例をいう。</p> <p>特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算・・・措置法第37条の13の2第4項に規定する特例をいう。</p> <p>特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除・・・措置法第37条の13の2第7項に規定する特例をいう。</p> <p>特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例（旧措法37の13の3）・・・平成20年改正法附則第48条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第8条の規定による改正前の措置法第37条の13の3第1項に規定する特例をいう。</p> <p>非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税・・・措置法第37条の14第1項又は第2項に規定する特例をいう。</p> <p><b>(廃止)</b></p> <p>上場株式等に係る配当所得等の申告分離課税の特例・・・措置法第8条の4第1項に規定する特例をいう。</p> <p><b>措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》・第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》共通関係</b></p>	<p>確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得・・・措法第37条の11の5第1項に規定する特例をいう。</p> <p>上場株式等に係る譲渡損失の損益通算・・・措法第37条の12の2第1項に規定する特例をいう。</p> <p>上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除・・・措法第37条の12の2第6項に規定する特例をいう。</p> <p>特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例・・・措法第37条の13第1項に規定する特例をいう。</p> <p>特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例・・・措法第37条の13の2第1項に規定する特例をいう。</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除・・・措法第37条の13の2第4項に規定する特例をいう。</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税・・・措法第37条の14第1項又は第2項に規定する特例をいう。</p> <p>株式交換又は株式移転に係る課税の特例・・・所法第57条の4第1項又は第2項に規定する特例をいう。</p> <p>上場株式等に係る配当所得の申告分離課税の特例・・・措法第8条の4第1項に規定する特例をいう。</p> <p><b>(新設)</b></p>

改正後	改正前
<p><b>(株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期)</b></p> <p><b>37の10・37の11共一 1</b> 株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期は、次の区分ごとにそれぞれに掲げるところによる。</p> <p>(1) 次の(2)から(10)まで以外の場合 株式等の引渡しがあった日による。ただし、納税者の選択により、当該株式等の譲渡に関する契約の効力発生の日より総収入金額に算入して申告があったときは、これを認める。</p> <p>(2) 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第156条の24第1項《免許及び免許の申請》の規定による信用取引又は発行日取引(以下37の11-8までにおいて「信用取引等」という。)の方法による場合 当該信用取引等の決済の日による。</p> <p>(3) その有する株式(以下この項において「旧株」という。)につき、その旧株を発行した法人の行った株式交換により所得税法第57条の4第1項《株式交換等に係る譲渡所得等の特例》に規定する株式交換完全親法人(以下「株式交換完全親法人」という。)に対して当該旧株を譲渡した場合(同項の規定により当該旧株の譲渡がなかったものとみなされる場合を除く。) その契約において定めたその効力を生ずる日による。</p> <p>(4) 旧株につき、その旧株を発行した法人の行った株式移転により所得税法第57条の4第2項に規定する株式移転完全親法人(以下「株式移転完全親法人」という。)に対して当該旧株を譲渡した場合(同項の規定により当該旧株の譲渡がなかったものとみなされる場合を除く。) 当該株式移転完全親法人の設立登記の日による。</p> <p>(5) 所得税法第57条の4第3項各号に掲げる有価証券を当該各号に定める事由により譲渡した場合(同項の規定により当該有価証券の譲渡がなかったものとみなされる場合を除く。)</p> <p>イ 取得請求権付株式に係る請求権の行使による当該取得請求権付株式の譲渡については、当該請求権の行使をした日による。</p> <p>ロ 取得条項付株式(取得条項付新株予約権及び取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債を含む。以下この項において同じ。)に係る取得事由の発生による当該取得条項付株式の譲渡については、当該取得事由が生じた日(当該取得条項付株式を発行する法人が当該取得事由の発生により当該取得条項付株式の一部を取</p>	<p><b>(新 設)</b></p>

改正後	改正前
<p><u>得することとするときは、当該取得事由が生じた日と取得の対象となった株主等への当該株式を取得する旨の通知又は公告の日から2週間を経過した日のいずれか遅い日)による。</u></p> <p><u>ハ 全部取得条項付種類株式に係る取得決議による当該全部取得条項付種類株式の譲渡については、当該取得決議において定めた会社が全部取得条項付種類株式を取得する日による。</u></p> <p><u>ニ 新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による当該新株予約権付社債についての社債の譲渡については、当該新株予約権を行使した日による。</u></p> <p><u>(6) 措置法第37条の10第3項に規定する事由に基づき交付を受ける金銭等の額が一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合</u></p> <p><u>イ 同項第1号及び措置法令第25条の8第4項第1号に掲げる合併によるものについては、その契約において定めたその効力を生ずる日（新設合併の場合は、新設合併設立会社の設立登記の日）による。ただし、これらの日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。</u></p> <p><u>ロ 措置法第37条の10第3項第2号に規定する分割によるものについては、その契約において定めたその効力を生ずる日（新設分割の場合は、新設分割設立会社の設立登記の日）による。ただし、これらの日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。</u></p> <p><u>ハ 同項第3号に規定する資本の払戻しによるものについては、その払戻しに係る剰余金の配当又は同号に規定する出資等減少分配がその効力を生ずる日による。</u></p> <p><u>ニ 同号に規定する解散による残余財産の分配によるものについては、その分配開始の日による。ただし、その分配が数回に分割して行われる場合には、それぞれの分配開始の日による。</u></p> <p><u>ホ 同項第4号に規定する自己の株式又は出資の取得によるものについては、その法人の取得の日による。</u></p> <p><u>ヘ 同項第5号に規定する出資の消却、出資の払戻し、社員その他の出資者の退社若しくは脱退による持分の払戻し又は株式若しくは出資を法人が取得することなく消滅させるものについては、これらの事実があった日による。</u></p> <p><u>ト 同項第6号及び措置法令第25条の8第4項第2号に掲げる組織変更によるものについては、組織変更計画において定めたその効力を生ずる日による。ただし、そ</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>の効力を生ずる日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。</u></p> <p>チ <u>措置法第37条の10第3項第7号に規定する公社債の元本の償還によるものについては、その償還の日による。この場合において、償還の日とは次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日（ただし、買入れの方法による償還の場合は(1)の日）による。</u></p> <p>(イ) <u>記名の公社債（無記名の公社債のうち、所基通36-3《振替記載等を受けた公社債》の定めによるものを含む。）の場合 償還期日</u></p> <p>(ロ) <u>無記名の公社債（(イ)の公社債を除く。）の場合 公社債の元本の償還により交付を受ける金銭等の交付の日</u></p> <p>リ <u>同項第8号に規定する分離利子公社債に係る利子の交付によるものについては、所基通36-2《利子所得の収入金額の収入すべき時期》の取扱いに準ずる。</u></p> <p>(7) <u>措置法第37条の10第4項各号に規定する事由に基づき交付を受ける金銭等の額が一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合</u></p> <p>イ <u>同項第1号に規定する上場廃止特定受益証券発行信託の終了（当該上場廃止特定受益証券発行信託の信託の併合に係るものを除く。）若しくは一部の解約又は同項第2号に規定する投資信託等の終了（当該投資信託等の信託の併合に係るものを除く。）若しくは一部の解約によるものについては、その終了又は一部の解約の日による。</u></p> <p>ロ <u>同項第1号に規定する上場廃止特定受益証券発行信託の信託の併合又は同項第2号に規定する投資信託等の信託の併合に係るものについては、当該信託の併合がその効力を生ずる日による。ただし、当該効力を生ずる日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。</u></p> <p>ハ <u>同項第3号に規定する特定受益証券発行信託に係る信託の分割によるものについては、当該信託の分割がその効力を生ずる日による。ただし、当該効力を生ずる日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。</u></p> <p>ニ <u>同項第4号に規定する社債的受益権の元本の償還によるものについては、その償還の日による。</u></p> <p>(8) <u>措置法第37条の11第4項各号に規定する事由に基づき交付を受ける金銭等の額が上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合</u></p> <p>イ <u>同項第1号に規定する投資信託等の終了（当該投資信託等の信託の併合に係るものを除く。）若しくは一部の解約によるものについては、その終了又は一部の解約</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>の日による。</u></p> <p>ロ <u>同号に規定する投資信託等の信託の併合に係るものについては、当該信託の併合がその効力を生ずる日による。ただし、当該効力を生ずる日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。</u></p> <p>ハ <u>同項第2号に規定する特定受益証券発行信託に係る信託の分割によるものについては、当該信託の分割がその効力を生ずる日による。ただし、当該効力を生ずる日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。</u></p> <p>ニ <u>同項第3号に規定する社債的受益権の元本の償還によるものについては、その償還の日による。</u></p> <p>(9) <u>取得条項付新投資口予約権に係る取得事由の発生による当該取得条項付新投資口予約権を譲渡した場合</u>  <u>当該取得事由が生じた日(当該取得条項付新投資口予約権を発行する投資法人が当該取得事由の発生により当該取得条項付新投資口予約権の一部を取得することとするときは、当該取得事由が生じた日と取得の対象となった新投資口予約権者への当該取得条項付新投資口予約権を取得する旨の通知又は公告の日から2週間を経過した日のいずれか遅い日)による。</u></p> <p>(10) <u>措置法第37条の14の3第1項又は第2項に規定する事由に基づき一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合</u>  <u>同条第1項に規定する特定合併又は同条第2項に規定する特定分割型分割によるものについては、その契約において定めたその効力を生ずる日による。</u></p> <p><b>(株式等の譲渡に係る所得区分)</b></p> <p><b>37の10・37の11共-2</b> <u>株式等の譲渡(措置法第37条の10第4項各号又は第37条の11第4項各号に規定する事由に基づき一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合を含む。以下この項において同じ。)による所得が事業所得若しくは雑所得に該当するか又は譲渡所得に該当するかは、当該株式等の譲渡が営利を目的として継続的に行われているかどうかにより判定するのであるが、その者の一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、次に掲げる株式等の譲渡による部分の所得については、譲渡所得として取り扱って差し支えない。</u></p> <p>(1) <u>上場株式等で所有期間が1年を超えるものの譲渡による所得</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>一般株式等の譲渡による所得</u></p> <p>(注) <u>この場合において、その者の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、信用取引等の方法による上場株式等の譲渡による所得など上記(1)に掲げる所得以外の上場株式等の譲渡による所得がある場合には、当該部分は事業所得又は雑所得として取り扱って差し支えない。</u></p> <p><b><u>(一般株式等に係る譲渡損失の金額又は上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた場合の損益の計算)</u></b></p> <p><b><u>37の10・37の11共-3</u></b> <u>一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額は、「特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算」の適用を受ける場合を除き、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除することはできず、また、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額は、一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除することはできないことに留意する。</u></p> <p><b><u>(一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算)</u></b></p> <p><b><u>37の10・37の11共-4</u></b> <u>一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算は、次に掲げる順序によって計算することに留意する。</u></p> <p>(1) <u>一般株式等に係る事業所得、譲渡所得又は雑所得の金額のいずれかに、その金額の計算上生じた損失の金額がある場合には、措置法令第25条の8第1項の規定により、当該損失の金額を他の一般株式等に係る事業所得、譲渡所得又は雑所得の金額から控除する。</u></p> <p>(2) <u>上場株式等に係る事業所得、譲渡所得又は雑所得の金額のいずれかに、その金額の計算上生じた損失の金額がある場合には、措置法令第25条の9第1項の規定により、当該損失の金額を他の上場株式等に係る事業所得、譲渡所得又は雑所得の金額から控除する。</u></p> <p>(3) <u>「特定投資株式の取得に要した金額の控除等」の適用を受ける場合には、措置法令第25条の12第2項第1号の規定により、まず一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除し、なお控除しきれない金額があるときは、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。</u></p> <p>(4) <u>「特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算」の適用を受ける場合には、当該特定投資株式に係る譲渡損失の金額を上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>する。</p> <p>(5) 「<u>特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除</u>」の適用を受ける場合には、当該繰越控除に係る譲渡損失の金額を、措置法令第25条の12の2第7項第2号の規定により、まず一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除し、なお控除しきれない金額があるときは、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。</p> <p>(6) 「<u>上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除</u>」の適用を受ける場合には、当該繰越控除に係る譲渡損失の金額を上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。</p> <p>(7) <u>所得税法第71条第1項《雑損失の繰越控除》</u>に規定する雑損失の金額（37の10・37の11共-5において「雑損失の金額」という。）がある場合には、同項の規定による控除を行う。</p> <p>(注) 1 <u>上記(1)又は(2)の計算に当たり、一般株式等に係る事業所得、譲渡所得若しくは雑所得の金額又は上場株式等に係る事業所得、譲渡所得若しくは雑所得の金額のうち、「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例（旧措法37の13の3）」の適用がある株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得の金額（以下この項において「公開等特定株式に係る譲渡所得等の金額」という。）がある場合、上記(1)又は(2)の損失の金額は、まず公開等特定株式に係る譲渡所得等の金額から控除する。</u></p> <p>2 <u>上記(3)の計算に当たり、一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち、公開等特定株式に係る譲渡所得等の金額に対応する部分の金額がある場合は、まず当該公開等特定株式に係る譲渡所得等の金額に対応する部分の金額から控除する。</u></p> <p><b>(雑損失の繰越控除及び所得控除の順序)</b></p> <p><b>37の10・37の11共-5</b> <u>その年の前年以前3年内の各年において生じた雑損失の金額の控除は、昭和46年8月26日付直資4-5ほか2課共同「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）31・32共-4によるものとする。また、その年分の所得控除についても、これと同様に取り扱う。</u></p> <p><b>(外貨で表示されている株式等に係る譲渡の対価の額等の邦貨換算)</b></p> <p><b>37の10・37の11共-6</b> <u>一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算に当たり、株式等の譲渡の対価の額が外貨で表示され当該対価の額</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>を邦貨又は外貨で支払うこととされている場合の当該譲渡の価額は、原則として、外貨で表示されている当該対価の額につき金融商品取引業者と株式等を譲渡する者との間の外国証券の取引に関する外国証券取引口座約款において定められている約定日におけるその支払をする者の主要取引金融機関(その支払をする者がその外貨に係る対顧客直物電信買相場を公表している場合には、当該支払をする者)の当該外貨に係る対顧客直物電信買相場により邦貨に換算した金額による。</p> <p>また、国外において発行された公社債の元本の償還(買入れの方法による償還を除く。)により交付を受ける金銭等の邦貨換算については、記名の上記ものは償還期日における対顧客直物電信買相場により邦貨に換算した金額により、無記名の上記ものは、現地保管機関等が受領した日(現地保管機関等からの受領の通知が著しく遅延して行われる場合を除き、金融商品取引業者が当該通知を受けた日としても差し支えない。)における対顧客直物電信買相場により邦貨に換算した金額による。</p> <p>なお、取得の対価の額の邦貨換算については、対顧客直物電信売相場により、上記に準じて行う。</p> <p>(注) 株式等の取得の約定日が平成10年3月以前である場合には、外国為替公認銀行の公表した対顧客直物電信売相場によることに留意する。</p> <p><b>(2以上の種類の株式が発行されている場合の取得価額の計算)</b></p> <p><b>37の10・37の11共-7</b> 一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算に当たり、一の法人の2以上の種類の株式を有する場合には、各種類の株式の権利内容等からみて、各種類の株式がそれぞれ異なる価額で取引が行われるものと認められるときには、各種類の株式はそれぞれ異なる銘柄の株式として、所得税法令第105条第1項《有価証券の評価の方法》の規定を適用するものとする。</p> <p>(注) 一の法人等の2以上の種類(回号)の公社債を有する場合も同様とする。</p> <p><b>(受益者等課税信託の信託財産に属する株式等と同一銘柄の株式等を有している場合の取得価額の計算)</b></p> <p><b>37の10・37の11共-8</b> 受益者等課税信託(所得税法第13条第1項《信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属》に規定する受益者(同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下この項及び37の10・37の11共-21において「受益者等」という。)がその信託財産に属する資</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。37の10・37の11共―21において同じ。）の信託財産に属する資産のうち当該受益者等が有する株式等と同一銘柄の株式等がある場合には、当該信託財産に属する株式等と当該受益者等が有する株式等とを区分しないで所得税法令第105条第1項の規定を適用することに留意する。</u></p> <p><b>(付与された権利の行使等により取得した株式等の価額)</b></p> <p><b>37の10・37の11共―9</b> <u>所得税法令第109条第1項第2号《有価証券の取得価額》に規定する所得税法令第84条各号《株式等を取得する権利の価額》に掲げる権利の行使により取得した株式等のその権利の行使の日(同条第5号に掲げる権利の行使により取得した株式等にあつては、当該権利に基づく払込み又は給付の期日(払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日))における価額は、所基通23～35共―9《株式等を取得する権利の価額》により求めた価額とする。</u></p> <p><u>また、上場株式等償還特約付社債(措置法令第25条の10の2第14項第13号に規定する上場株式等償還特約付社債をいう。以下同じ。)の償還により取得した上場株式等の取得価額は、当該上場株式等償還特約付社債の償還の日における当該上場株式等の価額によるものとし、その価額については、上記と同様とする。</u></p> <p><b>(株式等の購入費用)</b></p> <p><b>37の10・37の11共―10</b> <u>所得税法令第109条第1項第4号に規定する「購入のために要した費用」とは、株式等を購入するに当たって支出した買委託手数料(当該委託手数料に係る消費税及び地方消費税を含む。)、交通費、通信費、名義書換料等をいう。</u></p> <p><u>なお、利付公社債(既発債)を購入する場合に、直前の利払期からその購入の時までの期間に応じた経過利子に相当する額として、売買価額に含めて譲渡者に対して支払われる金額については、その利付公社債の取得価額に含まれることに留意する。</u></p> <p><b>(新株予約権の行使により取得した株式の取得価額)</b></p> <p><b>37の10・37の11共―11</b> <u>新株予約権の行使により取得した株式(発行人から与えられた所得税法令第84条第3号又は第4号に掲げる新株予約権で同条の規定の適用を受けるものの行使により取得したものを除く。)1株当たりの取得価額は、次の算式により計算した金額によるものとする。また、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第17項《定義》に規定する新投資口予約権の行使により取得し</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>た投資口1口当たりの取得価額についても同様とする。</p> $\frac{\text{新株1株当たりの払込金額} \pm \frac{\text{当該新株予約権の当該行使直前の取得価額}}{\text{当該行使により取得した新株の数}}}{}$ <p><b>(新株予約権付社債に係る新株予約権の行使により取得した株式の取得価額)</b></p> <p><b>37の10・37の11共-12</b> 新株予約権付社債に係る新株予約権の内容として定められている新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が当該新株予約権付社債の発行時の発行法人の株式の価額を基礎として合理的に定められている場合における当該新株予約権の行使により取得した株式1株当たりの取得価額は、次に定める算式により計算した金額によるものとする。</p> $\frac{\text{株式1株につき払い込むべき金額} \pm \frac{\text{当該払込みに係る新株予約権付社債の当該行使直前の取得価額が当該払込みに係る新株予約権付社債の額面金額を超える場合のその超える部分の金額}}{\text{当該行使により取得した株式の数}}}{}$ <p><b>(株式等の取得価額)</b></p> <p><b>37の10・37の11共-13</b> 株式等を譲渡した場合における事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費又は取得費に算入する金額は、所得税法第37条第1項《必要経費》、第38条第1項《譲渡所得の金額の計算上控除する取得費》、第48条《有価証券の譲渡原価等の計算及びその評価の方法》及び第61条《昭和27年12月31日以前に取得した資産の取得費等》の規定に基づいて計算した金額となるのであるが、譲渡をした同一銘柄の株式等について、当該株式等の譲渡による収入金額の100分の5に相当する金額を当該株式等の取得価額として事業所得の金額若しくは雑所得の金額を計算しているとき又は当該金額を譲渡所得の金額の計算上収入金額から控除する取得費として計算しているときは、これを認めて差し支えないものとする。</p> <p><b>(1単位当たりの取得価額の端数処理)</b></p> <p><b>37の10・37の11共-14</b> 所得税法令第105条第1項の規定により計算された1単位当たりの取得価額又は所得税法令第118条第1項《譲渡所得の基因となる有価証券の取得費等》の規定により計算された1単位当たりの金額に1円未満の端数(公社債は額面100円当たりの価額とした場合の小数点以下2位未満の端数)があるときは、原則として、その</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>端数を切り上げるものとする。</p> <p><b>(株式等を取得するために要した負債の利子)</b></p> <p><b>37の10・37の11共-15</b> 一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する株式等を取得するために要した負債の利子の額は、株式等に係る譲渡所得等の基因となった株式等を取得するために要した負債の利子で、その年中における当該株式等の所有期間に対応して計算された金額とする。</p> <p><b>(配当所得の収入金額等がある場合の負債の利子)</b></p> <p><b>37の10・37の11共-16</b> その年において、株式等に係る譲渡所得等及び配当所得を有する者が負債により取得した株式等を有する場合において、当該負債を株式等に係る譲渡所得等の基因となった株式等を取得するために要したものとその他のものとに明確に区分することが困難なときは、次の算式により計算した金額を、一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除すべき負債の利子の額とすることができるものとする。</p> $\frac{\text{株式等を取得するために要した負債の利子の総額}}{\text{その利子の額を差し引く前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額}} \times \left( \frac{\text{配当所得の収入金額}}{\text{その利子の額を差し引く前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額}} \pm \frac{\text{その利子の額を差し引く前の総合課税の株式等に係る事業所得等の金額}}{\text{その利子の額を差し引く前の総合課税の株式等に係る事業所得等の金額}} \right)$ <p>(注) 算式中の「総合課税の株式等に係る事業所得等」とは、所得税法第22条《課税標準》又は第165条《総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算》の規定の適用を受ける株式等の譲渡による所得で事業所得又は雑所得に該当するものをいう。</p> <p><b>(負債を借り換えた場合等の負債の利子)</b></p> <p><b>37の10・37の11共-17</b> 株式等を取得するために要した負債を借り換えた場合等の取扱いについては、所基通24-7《負債を借り換えた場合》、24-8《負債により取得した株式等の一部を譲渡した場合》及び24-9《負債により取得した株式等を買換えた場合》の取扱いを準用する。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p><b>〔「取得をした日」の判定〕</b></p> <p><b>37の10・37の11共－18</b> 一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額を計算する場合における株式等の「取得をした日」の判定は、次による。</p> <p>(1) <u>他から取得した株式等は、引渡しがあった日による。ただし、納税者の選択により、当該株式等の取得に関する契約の効力発生の日を取得をした日として申告があったときは、これを認める。</u></p> <p>(2) <u>金銭の払込み又は財産の給付（以下「払込み等」という。）により取得した株式等は、その払込み等の期日（払込み等の期間が定められている場合には払込み等を行った日）による。</u></p> <p>(3) <u>新株予約権（新投資口予約権を含む。以下この項において同じ。）の行使（新株予約権付社債に係る新株予約権の行使を含む。）により取得した株式等は、その新株予約権を行使した日による。</u></p> <p>(4) <u>株式等の分割又は併合により取得した株式等及び株主割当てにより取得（所得税法令第111条第1項《株主割当てにより取得した株式の取得価額》に規定する旧株の数に応じて割り当てられた株式等を取得した場合をいう。）した株式等は、その取得の基因となった株式等の「取得をした日」による。</u></p> <p>(5) <u>株式無償割当てにより取得した株式等は、その取得の基因となった株式等の「取得をした日」による。ただし、当該株式無償割当ての基因となった株式等と異なる種類の株式等が割り当てられた場合には、当該株式無償割当ての効力を生ずる日による。</u></p> <p>(6) <u>新株予約権無償割当て（新投資口予約権無償割当てを含む。）により取得した新株予約権は、当該新株予約権無償割当ての効力を生ずる日による。</u></p> <p>(7) <u>法人の合併又は法人の分割により取得した株式等は、その取得の基因となった株式等の「取得をした日」による。ただし、措置法第37条の10第3項第1号若しくは第2号（第37条の11第3項の規定により上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合を含む。）又は第37条の14の3第1項若しくは第2項の規定により、一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされることとなる金額がある場合における法人の合併又は法人の分割により取得した株式等は、その契約において定めたその効力を生ずる日（新設合併又は新設分割の場合は、新設合併設立会社又は新設分割設立会社の設立登記の日）による。</u></p> <p>(8) <u>投資信託（所得税法第2条第1項第12号の2《定義》に規定する投資信託をいう。）又は特定受益証券発行信託（同項第15号の5に規定する特定受益証券発行信託をい</u></p>	<p><b>（新 設）</b></p>

改正後	改正前
<p>う。以下同じ。) (以下この項において「投資信託等」という。) の受益権に係る投資信託等の信託の併合により取得した受益権は、その取得の基因となった投資信託等の受益権の「取得をした日」による。ただし、措置法第37条の10第4項第1号若しくは第2号又は第37条の11第4項第1号の規定により、一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされることとなる金額がある場合における投資信託等の信託の併合により取得した受益権は、その契約において定めたその効力を生ずる日による。</p> <p>(9) 特定受益証券発行信託の受益権に係る特定受益証券発行信託の信託の分割により取得した受益権は、その取得の基因となった特定受益証券発行信託の受益権の「取得をした日」による。ただし、措置法第37条の10第4項第3号又は第37条の11第4項第2号の規定により、一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされることとなる金額がある場合における特定受益証券発行信託の信託の分割により取得した受益権は、その契約において定めたその効力を生ずる日による。</p> <p>(10) 組織変更により取得した株式等は、その取得の基因となった株式等の「取得をした日」による。ただし、措置法第37条の10第3項第6号(第37条の11第3項の規定により上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合を含む。) の規定により、一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされることとなる金額がある場合における組織変更により取得した株式等は、組織変更において定めたその効力を生ずる日による。</p> <p>(11) 株式交換により取得した株式等は、その契約において定めたその効力を生ずる日による。</p> <p>(12) 株式移転により取得した株式等は、所得税法第57条の4第2項に規定する株式移転完全親法人の設立登記の日による。</p> <p>(13) 取得請求権付株式の請求権の行使の対価として交付された株式等は、当該請求権の行使をした日による。</p> <p>(14) 取得条項付株式(取得条項付新株予約権及び取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債を含む。) の取得対価として交付された株式等は、取得事由が生じた日(当該取得条項付株式を発行する法人が当該取得事由の発生により当該取得条項付株式の一部を取得することとするときは、当該取得事由が生じた日と取得の対象となった株主等への当該株式等を取得する旨の通知又は公告の日から2週間を経過した</p>	

改正後	改正前
<p>日のいずれか遅い日)による。</p> <p>(15) <u>全部取得条項付種類株式の取得対価として交付された株式等は、全部取得条項付種類株式に係る取得決議において定めた会社が全部取得条項付種類株式を取得する日による。</u></p> <p>(16) <u>信用取引の買建てにより取得していた株式等をいわゆる現引きにより取得した場合には、当該買建ての際における(1)の日による。</u></p> <p>(17) <u>上場株式等償還特約付社債の償還により取得した株式等は、その償還の日による。</u></p> <p>(18) <u>金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げる取引による権利の行使又は義務の履行により取得した株式等は、当該取引の対象株式等の売買に係る決済の日による。ただし、納税者の選択により、その権利の行使の日又は義務の履行の日を取得をした日として申告があったときは、これを認める。</u></p> <p>(注) <u>所得税法第60条第1項《贈与等により取得した資産の取得費等》の規定は、株式等についても適用されることに留意する。</u></p> <p><b>(株式の範囲)</b></p> <p><b>37の10・37の11共-19</b> <u>措置法第37条の10第2項第1号に規定する「株式」には、措置法第8条の4第1項第1号の規定により、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口が含まれることに留意する。</u></p> <p>(注) <u>「投資口」とは、投資法人(資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として設立された社団)の社員の地位で、均等の割合的単位に細分化されたものをいう。</u></p> <p><b>(公社債の範囲)</b></p> <p><b>37の10・37の11共-20</b> <u>措置法第37条の10第2項第7号に掲げる「公社債」の範囲は、所基通2-10《公債の範囲》及び2-11《社債の範囲》の取扱いによるのであるが、次に掲げるものは除かれることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第2項第5号《定義》に規定する長期信用銀行債等</u></p> <p>(2) <u>農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)第2条第2項第4号《定義》に規定する農林債</u></p> <p>(3) <u>(1)及び(2)以外の公社債で、措置法第41条の12第7項に規定する償還差益について同</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>条第1項の規定の適用を受ける同条第7項に規定する割引債</p> <p>(注) 上記(1)から(3)までの公社債の譲渡による所得については、措置法第37条の15第1項の規定により所得税は課されない。</p> <p><b>(受益者等課税信託の信託財産に属する株式等の譲渡等)</b></p> <p><b>37の10・37の11共-21</b> 受益者等課税信託の信託財産に属する資産が株式等である場合における当該資産の譲渡又は受益者等課税信託の受益者等としての権利の目的となっている信託財産に属する資産が株式等である場合における当該権利の譲渡による所得は、原則として株式等に係る譲渡所得等となり、措置法第37条の10又は第37条の11の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用することとなる。なお、この場合においては次の点に留意する。</p> <p>(1) 受益者等課税信託の信託財産に属する株式等の譲渡があった場合において、当該株式等の譲渡に係る信託報酬として当該受益者等課税信託の受益者等が当該受益者等課税信託の受託者に支払った金額については、所得税法第37条第1項に規定する「当該総収入金額を得るため直接に要した費用」又は同法第33条第3項《譲渡所得》に規定する「資産の譲渡に要した費用」に含まれる。</p> <p>(2) 委託者と受益者等がそれぞれ一であり、かつ、同一の者である場合の受益者等課税信託の信託財産に属する株式等の譲渡があった場合又は当該受益者等課税信託の受益者等としての権利の譲渡があった場合における当該株式等又は当該権利に係る株式等の「取得をした日」は、当該委託者が当該株式等の取得をした日となる。</p> <p>(注) 当該受益者等課税信託の信託財産に属する株式等が信託期間中に信託財産に属することとなったものである場合には、当該株式等が信託財産に属することとなった日となる。</p> <p>(3) 受益者等課税信託の受益者等としての権利の譲渡があった場合において、当該受益者等としての権利の目的となっている信託財産に属する債務があるため、当該譲渡の対価の額が当該債務の額を控除した残額をもって支払われているときは、当該譲渡による収入すべき金額は、所得税法第36条第1項《収入金額》の規定により、その支払を受けた対価の額に当該控除された債務の額に相当する金額を加算した金額となる。</p> <p>(注) 譲渡された受益者等としての権利の目的となっている資産（金銭及び金銭債権を除く。）の譲渡収入金額は、当該受益者等としての権利の譲渡により収入すべき金額からその信託財産に属する金銭及び金銭債権の額を控除した残額を基礎とし</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>て、当該受益者等としての権利の譲渡の時ににおける当該受益者等としての権利の目的となっている各資産（金銭及び金銭債権を除く。）の価額の比によりあん分して算定するものとする。</p> <p>(4) <u>委託者が受益者等課税信託の受益者等となる信託の設定により信託財産に属することとなった株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額の計算上必要経費又は取得費に算入する金額は、当該委託者が当該株式等を引き続き有しているものとして、所得税法第37条第1項、第38条第1項、第48条及び第61条の規定を適用して計算した金額となる。</u></p> <p>(注) <u>当該受益者等課税信託の信託期間中に、当該受益者等課税信託に係る信託財産に属することとなった株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額の計算上必要経費又は取得費に算入する金額は、受益者等が、当該株式等を当該受益者等課税信託の受託者がその取得のために要した金額をもって取得し、引き続き有しているものとして、同法第37条第1項、第38条第1項、第48条及び第61条の規定を適用して計算する。この場合において、当該株式等の取得に係る信託報酬として当該受益者等課税信託の受益者等が当該受益者等課税信託の受託者に支払った金額については、所得税法令第109条第1項に規定する「取得価額」に含まれる。</u></p> <p>(5) <u>株式等に係る譲渡所得等に関する課税の特例等の規定の適用を受けようとする受益者等が確定申告書に添付すべき書類については、昭和55年12月26日付直所3-20ほか1課共同「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」（法令解釈通達）28の4-53《信託の受益者における書類の添付》に準ずる。</u></p> <p><b><u>（法人が自己の株式又は出資を個人から取得する場合の所得税法第59条の適用）</u></b></p> <p><b><u>37の10・37の11共-22</u></b> <u>法人がその株主等から措置法第37条の10第3項第4号の規定に該当する自己の株式又は出資の取得を行う場合において、その株主等が個人であるときには、同項及び措置法第37条の11第3項の規定により、当該株主等が交付を受ける金銭等（所得税法第25条第1項《配当等とみなす金額》の規定に該当する部分の金額（以下この項において「みなし配当額」という。）を除く。）は一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされるが、この場合における同法第59条第1項第2号の規定の適用については、次による。</u></p> <p>(1) <u>所得税法第59条第1項第2号の規定に該当するかどうかの判定</u>  <u>法人が当該自己の株式又は出資を取得した時ににおける当該自己の株式又は出資の</u></p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>価額（以下この項において「当該自己株式等の時価」という。）に対して、当該株主に交付された金銭等の額が、同号に規定する著しく低い価額の対価であるかどうかにより判定する。</p> <p>(2) <u>所得税法第59条第1項第2号の規定に該当する場合の一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされる金額</u>  <u>当該自己株式等の時価に相当する金額から、みなし配当額に相当する金額を控除した金額による。</u></p> <p>(注) 「当該自己株式等の時価」は、所基通59-6《株式等を贈与等した場合の「その時における価額」》により算定するものとする。</p> <p><b>(法人の自己の株式等の取得から除かれる措置法令第25条の8第9項第3号の「購入」)</b></p> <p><b>37の10・37の11共-23</b> <u>措置法第37条の10第3項第4号に規定する「法人の自己の株式又は出資の取得」から除かれることとされている措置法令第25条の8第9項第3号に掲げる「購入」とは、金融商品取引法第30条《認可》の規定により金融商品取引業者が内閣総理大臣の認可を受けた私設取引システムにおける有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理をする場合におけるその売買(同法第2条第8項第10号ニに掲げる方法により売買価格が決定されるものを除く。)による購入であることに留意する。</u></p> <p><b>(合計所得金額等の計算)</b></p> <p><b>37の10・37の11共-24</b> <u>一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額を有する場合における所得税に関する法令の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。</u></p> <p>(1) <u>所得税法第2条第1項第30号に規定する「合計所得金額」には、措置法第37条の10第6項第1号及び第37条の11第6項の規定により一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額が含まれ、所得税法令第11条第2項《寡婦の範囲》及び第11条の2第2項《寡夫の範囲》に規定する「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」には、措置法令第25条の8第16項及び第25条の9第13項の規定により、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額が含まれる。この場合の一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、「特定投資株式の取得に要した金額の控除等」を適用した後の金額による。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>(注) 1 「特定投資株式の取得に要した金額の控除等」の適用に当たっては、37の10・37の11共一4(3)参照。</p> <p>2 「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例(旧措法37の13の3)」の適用もある場合は、「特定投資株式の取得に要した金額の控除等」、「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例(旧措法37の13の3)」の順序でそれぞれの特例を適用した後の金額による。</p> <p>(2) 所得税法第120条第1項《確定所得申告》本文に規定する「その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」及び同法第121条第1項第1号《確定所得申告を要しない場合》に規定する「給与所得及び退職所得以外の所得金額」には、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額が含まれる。これらの場合の一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、法令の規定により確定申告書の提出又は確定申告書への記載若しくは明細書等の添付を要件として適用される特例を適用しないで計算した金額による。</p> <p><b>措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</b></p> <p>(廃止)</p>	<p><b>措置法第37条の10《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</b></p> <p><b>《株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期》</b></p> <p><b>37の10-1</b> 株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期は、次の区分ごとにそれぞれに掲げるところによる。</p> <p>(1) 次の(2)から(9)以外の場合 株式等の引渡しがあった日による。ただし、納税者の選択により、当該株式等の譲渡に関する契約の効力発生の日により総収入金額に算入して申告があったときは、これを認める。</p> <p>(2) 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第156条の24第1項《免許及び免許の申請》の規定による信用取引又は発行日取引(以下37の10-6までにおいて「信用取引等」という。)の方法による場合 当該信用取引等の決済の日による。</p> <p>(3) その有する株式(以下この項において「旧株」という。)につき、その旧株を発行した法人の行った株式交換により所得税法第57条の4第1項《株式交換等に係る譲渡</p>

改正後	改正前
	<p><u>所得等の特例》に規定する株式交換完全親法人（以下「株式交換完全親法人」という。）に対して当該旧株を譲渡した場合（同項の規定により当該旧株の譲渡がなかったものとみなされる場合を除く。）</u>  <u>その契約において定めたその効力を生ずる日による。</u></p> <p>(4) <u>旧株につき、その旧株を発行した法人の行った株式移転により同条第2項に規定する株式移転完全親法人（以下「株式移転完全親法人」という。）に対して当該旧株を譲渡した場合（同項の規定により当該旧株の譲渡がなかったものとみなされる場合を除く。）</u>  <u>当該株式移転完全親法人の設立登記の日による。</u></p> <p>(5) <u>同条第3項各号に掲げる有価証券（同項第4号に掲げる新株予約権付社債についての社債を除く。）を当該各号に定める事由により譲渡した場合（同項の規定により当該有価証券の譲渡がなかったものとみなされる場合を除く。）</u>  <u>イ 取得請求権付株式に係る請求権の行使による当該取得請求権付株式の譲渡については、当該請求権の行使をした日による。</u>  <u>ロ 取得条項付株式（取得条項付新株予約権及び取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債を含む。以下この項において同じ。）に係る取得事由の発生による当該取得条項付株式の譲渡については、当該取得事由が生じた日（当該取得条項付株式を発行する法人が当該取得事由の発生により当該取得条項付株式の一部を取得することとするときは、当該取得事由が生じた日と取得の対象となった株主等への当該株式を取得する旨の通知又は公告の日から2週間を経過した日のいずれか遅い日）による。</u>  <u>ハ 全部取得条項付種類株式に係る取得決議による当該全部取得条項付種類株式の譲渡については、当該取得決議において定めた会社が全部取得条項付種類株式を取得する日による。</u></p> <p>(6) <u>措置法第37条の10第3項各号及び措置法令第25条の8第3項各号に規定する事由に基づき交付を受ける金銭等の額が収入金額とみなされる場合</u>  <u>イ 措置法第37条の10第3項第1号及び措置法令第25条の8第3項第1号に掲げる合併によるものについては、その契約において定めたその効力を生ずる日（新設合併の場合は、新設合併設立会社の設立登記の日）による。ただし、これらの日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。</u>  <u>ロ 措置法第37条の10第3項第2号に掲げる分割によるものについては、その契約に</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>において定めたその効力を生ずる日（新設分割の場合は、新設分割設立会社の設立登記の日）による。ただし、これらの日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。</u></p> <p>ハ <u>同項第3号に掲げる資本の払戻しによるものについては、その払戻しに係る剰余金の配当がその効力を生ずる日による。</u></p> <p>ニ <u>同項第3号に掲げる解散による残余財産の分配によるものについては、その分配開始の日による。ただし、その分配が数回に分割して行われる場合には、それぞれの分配開始の日による。</u></p> <p>ホ <u>同項第4号に掲げる自己の株式又は出資の取得によるものについては、その法人の取得の日による。</u></p> <p>ヘ <u>同項第5号に掲げる出資の消却、出資の払戻し、社員その他の出資者の退社若しくは脱退による持分の払戻し又は株式若しくは出資を法人が取得することなく消滅させるものについては、これらの事実があった日による。</u></p> <p>ト <u>同項第6号及び措置法令第25条の8第3項第2号に掲げる組織変更によるものについては、組織変更計画において定めたその効力を生ずる日による。ただし、その効力を生ずる日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。</u></p> <p>(7) <u>措置法第37条の10第4項各号に規定する事由に基づき交付を受ける金銭等の額が収入金額とみなされる場合</u></p> <p>イ <u>同項第1号に規定する公募株式等証券投資信託等の終了（公募株式等証券投資信託等の信託の併合に係るものである場合を除く。）若しくは一部の解約又は同項第2号に規定する株式等証券投資信託等の終了（株式等証券投資信託等の信託の併合に係るものを除く。）若しくは一部の解約によるものについては、その終了又は一部の解約の日による。</u></p> <p>ロ <u>同項第1号に規定する公募株式等証券投資信託等の信託の併合又は同項第2号に規定する株式等証券投資信託等の信託の併合に係るものについては、当該信託の併合がその効力を生ずる日による。ただし、当該効力を生ずる日の前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。</u></p> <p>ハ <u>同項第3号に規定する特定受益証券発行信託に係る信託の分割によるものについては、当該信託の分割がその効力を生ずる日による。ただし、当該効力を生ずる日の前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。</u></p> <p>(8) <u>取得条項付新投資口予約権に係る取得事由の発生による当該取得条項付新投資口</u></p>

改正後	改正前
<p>(廃止)</p>	<p><u>予約権を譲渡した場合</u>  <u>当該取得事由が生じた日(当該取得条項付新投資口予約権を発行する投資法人が当該取得事由の発生により当該取得条項付新投資口予約権の一部を取得することとするときは、当該取得事由が生じた日と取得の対象となった新投資口予約権者への当該取得条項付新投資口予約権を取得する旨の通知又は公告の日から2週間を経過した日のいずれか遅い日)による。</u></p> <p><u>(9) 措置法第37条の14の2第1項又は第2項に規定する事由に基づき収入金額とみなされる場合</u>  <u>同条第1項に掲げる特定合併又は同条第2項に掲げる特定分割型分割によるものについては、その契約において定めたその効力を生ずる日による。</u></p> <p><b>(株式等の譲渡に係る所得区分)</b>  <b>37の10-2</b> <u>株式等の譲渡(措置法第37条の10第4項各号に規定する事由に基づき収入金額とみなされる場合を含む。以下この項において同じ。)による所得が事業所得若しくは雑所得に該当するか又は譲渡所得に該当するかは、当該株式等の譲渡が営利を目的として継続的に行われているかどうかにより判定するのであるが、その者の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、次に掲げる株式等の譲渡による部分の所得については、譲渡所得として取り扱って差し支えない。</u></p> <p><u>(1) 次に掲げる株式等(以下「上場株式等」という。)で所有期間が1年を超えるものの譲渡による所得</u></p> <p><u>イ 金融商品取引法第2条第16項《定義》に規定する金融商品取引所に上場されている株式等</u></p> <p><u>ロ 店頭売買登録銘柄として登録された株式(出資及び投資口(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第14項《定義》に規定する投資口をいう。)を含む。以下この項において同じ。)</u></p> <p><u>ハ 店頭転換社債型新株予約権付社債</u></p> <p><u>ニ 店頭管理銘柄株式</u></p> <p><u>ホ 認可金融商品取引業協会(金融商品取引法第2条第13項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。)の定める規則に従い、登録銘柄として認可金融商品取引業協会に備える登録原簿に登録された日本銀行出資証券</u></p> <p><u>ヘ 金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場において売</u></p>

改正後	改正前
<p>(廃止)</p>	<p>買されている株式等</p> <p>ト <u>措置法第37条の11の3第2項第2号に規定する公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募(措置法第8条の4第1項第2号に規定する公募をいう。)により行われたもの(措置法第3条の2に規定する特定株式投資信託を除く。)の受益権</u></p> <p>チ <u>特定投資法人(措置法第8条の4第1項第3号に規定する特定投資法人をいう。)の投資口</u></p> <p>(2) <u>上場株式等以外の株式等の譲渡による所得</u></p> <p>(注) <u>この場合において、その者の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、信用取引等の方法による上場株式等の譲渡による所得など上記(1)に掲げる所得以外の上場株式等の譲渡による所得がある場合には、当該部分は事業所得又は雑所得として取り扱って差し支えない。</u></p> <p><b><u>(株式等に係る譲渡所得等の金額の計算)</u></b></p> <p><b><u>37の10-3</u></b> <u>株式等に係る譲渡所得等の金額の計算は、次に掲げる順序によって計算することに留意する。</u></p> <p>(1) <u>株式等に係る事業所得、譲渡所得又は雑所得の金額のいずれかに、その金額の計算上生じた損失の金額がある場合には、措置法令第25条の8第1項の規定により、当該損失の金額を他の株式等に係る事業所得、譲渡所得又は雑所得の金額から控除する。</u></p> <p>(2) <u>「特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例」の適用を受ける場合には、当該特例を適用する。</u></p> <p>(3) <u>「特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除」の適用を受ける場合には、当該繰越控除に係る譲渡損失の金額を控除する。</u></p> <p>(4) <u>「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除」の適用を受ける場合には、当該繰越控除に係る譲渡損失の金額を控除する。</u></p> <p>(5) <u>所得税法第71条《雑損失の繰越控除》第1項に規定する雑損失の金額(37の10-4において「雑損失の金額」という。)がある場合には、同項の規定による控除を行う。</u></p> <p><b><u>(雑損失の繰越控除及び所得控除の順序)</u></b></p> <p><b><u>37の10-4</u></b> <u>その年の前年以前3年内の各年において生じた雑損失の金額の控除は、「租税特別措置法(山林所得・譲渡所得関係)の取扱いについて」(法令解釈通達)31・32</u></p>

改正後	改正前
<p>(廃止)</p>	<p>共-4によるものとする。また、その年分の所得控除についても、これと同様に取り扱う。</p> <p><b>(信用取引等に係る譲渡益の計算)</b></p> <p><b>37の10-5</b> 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算に当たり、信用取引等の方法により上場株式等の買付け又は売付けを行った者が、当該信用取引等に関し、金融商品取引業者に支払う又は金融商品取引業者から支払を受ける次のものについては、それぞれ次に掲げるところによることに留意する。</p> <p>(1) <u>買付けを行った者が金融商品取引業者に支払う買委託手数料、委託手数料等に係る消費税及び地方消費税、名義書換料並びに金利に相当する額は、当該信用取引等に伴い直接要した費用の額に算入する。</u></p> <p>(2) <u>買付けを行った者が金融商品取引業者から支払を受ける品貸料の額は、上場株式等の譲渡に係る収入金額に算入する。</u></p> <p>(3) <u>売付けを行った者が金融商品取引業者から支払を受ける金利に相当する額は、上場株式等の譲渡に係る収入金額に算入する。</u></p> <p>(4) <u>売付けを行った者が金融商品取引業者に支払う売委託手数料、委託手数料等に係る消費税及び地方消費税並びに品貸料の額は、当該信用取引等に伴い直接要した費用の額に算入する。</u></p> <p>(5) <u>買付けを行った者が金融商品取引業者から支払を受ける配当落調整額及び権利処理価額に相当する額は、買付けに係る上場株式等の取得価額から控除し、売付けを行った者が金融商品取引業者に支払う配当落調整額及び権利処理価額に相当する額は、上場株式等の譲渡に係る収入金額から控除する。</u></p> <p>(注) <u>配当落調整額とは、信用取引等に係る株式につき配当が付与された場合において、金融商品取引業者が売付けを行った者から徴収し又は買付けを行った者に支払う当該配当に相当する金銭の額をいい、権利処理価額とは、信用取引等に係る株式につき、株式分割、株式無償割当て及び会社分割による株式を受ける権利、新株予約権又は新株予約権の割当てを受ける権利が付与された場合において、金融商品取引業者が売付けを行った者から徴収し又は買付けを行った者に支払うこれらの権利の価額に相当する金銭の額をいう。</u></p>

改正後	改正前
(廃止)	<p><b><u>(信用取引等の決済の日後に授受される配当落調整額)</u></b></p> <p><b>37の10-6</b> 株式等に係る譲渡所得等の金額を計算する場合において、信用取引等の決済の日後に配当落調整額の授受が行われた場合は、その授受が行われた金額をその授受が行われた年の総収入金額又は必要経費に算入するのであるから留意する。</p>
(廃止)	<p><b><u>(信用取引において現渡しの方法により決済を行った場合の所得計算)</u></b></p> <p><b>37の10-7</b> 金融商品取引法第156条の24第1項の規定による信用取引の方法により上場株式等の売付けを行った場合において、いわゆる現渡しの方法により決済を行ったときの株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該売付けの際の約定金額により、当該現渡しをした時に、当該現渡しをした上場株式等を譲渡したものとして計算するのであるから留意する。この場合において、当該上場株式等に係る取得価額は、当該現渡しをした上場株式等の取得に要した金額により、また、その取得の日は当該現渡しをした上場株式等及びそれと同一銘柄の上場株式等のうち先に取得したのから順次譲渡をしたものとした場合に当該譲渡をしたものとされる当該現渡しをした上場株式等の取得の日による。</p>
(廃止)	<p><b><u>(外貨で表示されている株式等に係る譲渡の対価の額等の邦貨換算)</u></b></p> <p><b>37の10-8</b> 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算に当たり、株式等の譲渡の対価の額が外貨で表示され当該対価の額を邦貨又は外貨で支払うこととされている場合の当該譲渡の価額は、外貨で表示されている当該対価の額につき金融商品取引業者と株式等を譲渡する者との間の外国証券の取引に関する外国証券取引口座約款において定められている約定日におけるその支払をする者の主要取引金融機関(その支払をする者がその外貨に係る対顧客直物電信買相場を公表している場合には、当該支払をする者)の当該外貨に係る対顧客直物電信買相場により邦貨に換算した金額による。なお、取得の対価の額の邦貨換算については、対顧客直物電信売相場により、上記に準じて行う。</p> <p>(注) 株式等の取得の約定日が平成10年3月以前である場合には、外国為替公認銀行の公表した対顧客直物電信売相場によることに留意する。</p>
(廃止)	<p><b><u>(二以上の種類の株式が発行されている場合の取得価額の計算)</u></b></p> <p><b>37の10-9</b> 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算に当たり、一の法人の二以上の種類の株式を有する場合には、各種類の株式の権利内容等からみて、各種類の株式がそれぞれ</p>

改正後	改正前
(廃止)	<p>異なる価額で取引が行われるものと認められるときには、各種類の株式はそれぞれ異なる銘柄の株式として、所得税法令第105条第1項《有価証券の評価の方法》の規定を適用するものとする。</p>
(廃止)	<p><b><u>(受益者等課税信託の信託財産に属する株式等と同一銘柄の株式等を有している場合の取得価額の計算)</u></b></p> <p><b><u>37の10-9の2</u></b> 受益者等課税信託(所得税法第13条第1項《信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属》に規定する受益者(同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下この項及び37の10-23の2において「受益者等」という。)がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。37の10-23の2において同じ。)の信託財産に属する資産のうち当該受益者等が有する株式等と同一銘柄の株式等がある場合には、当該信託財産に属する株式等と当該受益者等が有する株式等を区分しないで所得税法令第105条第1項の規定を適用することに留意する。</p>
(廃止)	<p><b><u>(付与された権利の行使等により取得した株式等の価額)</u></b></p> <p><b><u>37の10-9の3</u></b> 所得税法令第109条第1項第2号《有価証券の取得価額》に規定する同令第84条各号に掲げる権利の行使により取得した株式等のその権利の行使の日(同条第5号《株式等を取得する権利の価額》に掲げる権利の行使により取得した株式等にあつては、当該権利に基づく払込み又は給付の期日(払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日))における価額は、所基通23~35共-9により求めた価額とする。</p> <p>また、上場株式等償還特約付社債(措置法令第25条の10の2第15項第13号に規定する上場株式等償還特約付社債をいう。以下同じ。)の償還により取得した上場株式等の取得価額は、当該上場株式等償還特約付社債の償還の日における当該上場株式等の価額によるものとし、その価額については、上記と同様とする。</p>
(廃止)	<p><b><u>(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げる取引による権利の行使又は義務の履行により取得した上場株式等の取得価額)</u></b></p> <p><b><u>37の10-9の4</u></b> 金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げる取引による権利の行使又は義務の履行により取得した上場株式等の取得価額は、次の区分ごとにそれぞれに掲</p>

改正後	改正前
	<p>げるところによる。</p> <p>(1) <u>いわゆるコールオプションの買方が当該オプションの権利の行使により取得をした場合</u>  <u>当該オプションの権利の行使により支出した金額及び一連の取引に関連して支出した委託手数料（当該委託手数料に係る消費税及び地方消費税を含む。）の合計額に支払オプション料を加算した金額</u></p> <p>(2) <u>いわゆるプットオプションの売方が当該オプションの義務の履行により取得をした場合</u>  <u>当該オプションの義務の履行により支出した金額及び一連の取引に関連して支出した委託手数料（当該委託手数料に係る消費税及び地方消費税を含む。）の合計額から受取オプション料を控除した金額</u></p>
(廃止)	<p><b><u>(株式等の購入費用)</u></b>  <b>37の10-10</b> <u>所得税法令第109条第1項第4号に規定する「購入のために要した費用」とは、株式等を購入するに当たって支出した買委託手数料（当該委託手数料に係る消費税及び地方消費税を含む。）、交通費、通信費、名義書換料等をいう。</u></p>
(廃止)	<p><b>37の10-11 削除</b></p>
(廃止)	<p><b><u>(新株予約権の行使により取得した株式の取得価額)</u></b>  <b>37の10-12</b> <u>新株予約権の行使により取得した株式(発行法人から与えられた所得税法令第84条第3号又は第4号に掲げる新株予約権で同条の規定の適用を受けるものの行使により取得したものを除く。)1株当たりの取得価額は、次の算式により計算した金額によるものとする。また、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第17項に規定する新投資口予約権の行使により取得した投資口1口当たりの取得価額についても同様とする。</u></p> $\frac{\text{新株1株当たりの払込金額}}{\text{当該行使により取得した新株の数}} \pm \frac{\text{当該新株予約権の当該行使直前の取得価額}}{\text{当該行使により取得した新株の数}}$
(廃止)	<p><b><u>(新株予約権付社債に係る新株予約権の行使により取得した株式の取得価額)</u></b>  <b>37の10-13</b> <u>新株予約権付社債に係る新株予約権の内容として定められている新株予約</u></p>

改正後	改正前
	<p>権の行使に際して出資される財産の価額が当該新株予約権付社債の発行時の発行人の株式の価額を基礎として合理的に定められている場合における当該新株予約権の行使により取得した株式1株当たりの取得価額は、次に定める算式により計算した金額によるものとする。</p> $\frac{\text{株式1株につき払い込むべき金額} + \frac{\text{当該払込みに係る新株予約権付社債の当該行使直前の取得価額が当該払込みに係る新株予約権付社債の額面金額を超える場合のその超える部分の金額}}{\text{当該行使により取得した株式の数}}$
(廃止)	<p><b>(株式等の取得価額)</b>  <b>37の10-14</b> 株式等を譲渡した場合における事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費又は取得費に算入する金額は、所得税法第37条第1項、第38条第1項、第48条及び第61条の規定に基づいて計算した金額となるのであるが、譲渡をした同一銘柄の株式等について、当該株式等の譲渡による収入金額の100分の5に相当する金額を当該株式等の取得価額として事業所得の金額若しくは雑所得の金額を計算しているとき又は当該金額を譲渡所得の金額の計算上収入金額から控除する取得費として計算しているときは、これを認めて差し支えないものとする。</p>
(廃止)	<p><b>(1単位当たりの取得価額の端数処理)</b>  <b>37の10-15</b> 所得税法令第105条第1項の規定により計算された1単位当たりの取得価額又は同令第118条第1項の規定により計算された1単位当たりの金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。</p>
(廃止)	<p><b>(株式等を取得するために要した負債の利子)</b>  <b>37の10-16</b> 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する株式等を取得するために要した負債の利子の額は、株式等に係る譲渡所得等の基因となった株式等を取得するために要した負債の利子で、その年中における当該株式等の所有期間に対応して計算された金額とする。</p>
(廃止)	<p><b>(配当所得の収入金額等がある場合の負債の利子)</b>  <b>37の10-17</b> その年において、株式等に係る譲渡所得等及び配当所得を有する者が負債により取得した株式等を有する場合において、当該負債を株式等に係る譲渡所得等の基因</p>

改正後	改正前
	<p>となった株式等を取得するために要したものとその他のものとに明確に区分することが困難なときには、次の算式により計算した金額を株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除すべき負債の利子の額とすることができるものとする。</p> $\frac{\text{株式等を取得するために要した負債の利子の総額}}{\text{その利子の額を差し引く前の株式等に係る譲渡所得等の金額}} \times \left( \frac{\text{配当所得の収入金額} \pm \text{その利子の額を差し引く前の株式等に係る譲渡所得等の金額}}{\text{その利子の額を差し引く前の総合課税の株式等に係る事業所得等の金額}} \right)$ <p>(注) 算式中の「総合課税の株式等に係る事業所得等」とは、所得税法第22条《課税標準》又は同法第165条《総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算》の規定の適用を受ける株式等の譲渡による所得で事業所得又は雑所得に該当するものをいう。</p> <p><b>(負債を借り換えた場合等の負債の利子)</b></p> <p><b>37の10-18</b> 株式等を取得するために要した負債を借り換えた場合等の取扱いについては、所基通24-7、24-8及び24-9の取扱いを準用する。</p> <p><b>(「取得をした日」の判定)</b></p> <p><b>37の10-19</b> 株式等に係る譲渡所得等の金額を計算する場合における株式等の「取得をした日」の判定は、次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 他から取得した株式等は、引渡しがあった日による。ただし、納税者の選択により、当該株式等の取得に関する契約の効力発生の日を取得をした日として申告があったときは、これを認める。</li> <li>(2) 金銭の払込み又は財産の給付（以下「払込み等」という。）により取得した株式等は、その払込み等の期日（払込み等の期間が定められている場合には払込み等を行った日）による。</li> <li>(3) 新株予約権（新投資口予約権を含む。以下この項において同じ。）の行使（新株予約権付社債に係る新株予約権の行使を含む。）により取得した株式等は、その新株予約権を行使した日による。</li> <li>(4) 株式等の分割又は併合により取得した株式等及び株主割当てにより取得（所得税法令第111条第1項に規定する旧株の数に応じて割り当てられた株式等を取得した場合をいう。）した株式等は、その取得の基因となった株式等の「取得をした日」による。</li> </ol>
(廃止)	
(廃止)	

改正後	改正前
	<p>(5) <u>株式無償割当てにより取得した株式等は、その取得の基因となった株式等の「取得をした日」による。ただし、当該株式無償割当ての基因となった株式等と異なる種類の株式等が割り当てられた場合には、当該株式無償割当ての効力を生ずる日による。</u></p> <p>(6) <u>新株予約権無償割当て（新投資口予約権無償割当てを含む。）により取得した新株予約権は、当該新株予約権無償割当ての効力を生ずる日による。</u></p> <p>(7) <u>法人の合併又は法人の分割により取得した株式等は、その取得の基因となった株式等の「取得をした日」による。ただし、措置法第37条の10第3項第1号若しくは第2号又は第37条の14の2第1項若しくは第2項の規定により、株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされることとなる金額がある場合における法人の合併又は法人の分割により取得した株式等は、その契約において定めたその効力を生ずる日（新設合併又は新設分割の場合は、新設合併設立会社又は新設分割設立会社の設立登記の日）による。</u></p> <p>(8) <u>投資信託（所得税法第2条第1項第12号の2《定義》に規定する投資信託をいう。）又は特定受益証券発行信託（同項第15号の5に規定する特定受益証券発行信託をいう。以下同じ。）（以下この項において「投資信託等」という。）の受益権に係る投資信託等の信託の併合により取得した受益権は、その取得の基因となった投資信託等の受益権の「取得をした日」による。ただし、措置法第37条の10第4項第1号又は第2号の規定により、株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされることとなる金額がある場合における投資信託等の信託の併合により取得した受益権は、その契約において定めたその効力を生ずる日による。</u></p> <p>(9) <u>特定受益証券発行信託の受益権に係る特定受益証券発行信託の信託の分割により取得した受益権は、その取得の基因となった特定受益証券発行信託の受益権の「取得をした日」による。ただし、措置法第37条の10第4項第3号の規定により、株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされることとなる金額がある場合における特定受益証券発行信託の信託の分割により取得した受益権は、その契約において定めたその効力を生ずる日による。</u></p> <p>(10) <u>組織変更により取得した株式等は、その取得の基因となった株式等の「取得をした日」による。ただし、措置法第37条の10第3項第6号の規定により、株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされることとなる金額がある場合における組織変更により取得した株式等は、組織変更において定めたその効力を生ずる日による。</u></p> <p>(11) <u>株式交換により取得した株式等は、その契約において定めたその効力を生ずる日に</u></p>

改正後	改正前
<p>(廃止)</p> <p>(廃止)</p> <p>(廃止)</p>	<p>よる。</p> <p><u>(12) 株式移転により取得した株式等は、所得税法第57条の4第2項に規定する株式移転完全親法人の設立登記の日による。</u></p> <p><u>(13) 取得請求権付株式の請求権の行使の対価として交付された株式等は、当該請求権の行使をした日による。</u></p> <p><u>(14) 取得条項付株式(取得条項付新株予約権及び取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債を含む。)の取得対価として交付された株式等は、取得事由が生じた日(当該取得条項付株式を発行する法人が当該取得事由の発生により当該取得条項付株式の一部を取得することとするときは、当該取得事由が生じた日と取得の対象となった株主等への当該株式等を取得する旨の通知又は公告の日から2週間を経過した日のいずれか遅い日)による。</u></p> <p><u>(15) 全部取得条項付種類株式の取得対価として交付された株式等は、全部取得条項付種類株式に係る取得決議において定めた会社が全部取得条項付種類株式を取得する日による。</u></p> <p><u>(16) 信用取引の買建てにより取得していた株式等をいわゆる現引きにより取得した場合には、当該買建ての際における(1)に定める日による。</u></p> <p><u>(17) 上場株式等償還特約付社債の償還により取得した株式等は、その償還の日による。</u></p> <p><u>(18) 金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げる取引による権利の行使又は義務の履行により取得した株式等は、当該取引の対象株式等の売買に係る決済の日による。ただし、納税者の選択により、その権利の行使の日又は義務の履行の日を取得をした日として申告があったときは、これを認める。</u></p> <p><u>(注) 所得税法第60条第1項《贈与等により取得した資産の取得費等》の規定は、株式等についても適用されることに留意する。</u></p> <p><b><u>37の10-20 削除</u></b></p> <p><b><u>37の10-21 削除</u></b></p> <p><b><u>37の10-22 削除</u></b></p>



改正後	改正前
<p>(<u>一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の合併の場合</u>)  <b>37の10-1</b> . . . . .</p> <p>(1) . . . . .、被合併法人の株式（以下この項において「旧株」という。）についての<u>一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる同項第1号に掲げる金額</u>（所得税法第25条第1項の規定に該当する部分の金額（以下37の10-5までにおいて「みなし配当額」という。）を除く。）及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、次の算式によって計算した金額となる。</p>	<p>(注) <u>譲渡された受益者等としての権利の目的となっている資産（金銭及び金銭債権を除く。）の譲渡収入金額は、当該受益者等としての権利の譲渡により収入すべき金額からその信託財産に属する金銭及び金銭債権の額を控除した残額を基礎として、当該受益者等としての権利の譲渡の時ににおける当該受益者等としての権利の目的となっている各資産（金銭及び金銭債権を除く。）の価額の比によりあん分して算定するものとする。</u></p> <p>(4) <u>委託者が受益者等課税信託の受益者等となる信託の設定により信託財産に属することとなった株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額の計算上必要経費又は取得費に算入する金額は、当該委託者が当該株式等を引き続き有しているものとして、所得税法第37条第1項、第38条第1項、第48条及び第61条の規定を適用して計算した金額となる。</u></p> <p>(注) <u>当該受益者等課税信託の信託期間中に、当該受益者等課税信託に係る信託財産に属することとなった株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額の計算上必要経費又は取得費に算入する金額は、受益者等が、当該株式等を当該受益者等課税信託の受託者がその取得のために要した金額をもって取得し、引き続き有しているものとして、所得税法第37条第1項、第38条第1項、第48条及び第61条の規定を適用して計算する。この場合において、当該株式等の取得に係る信託報酬として当該受益者等課税信託の受益者等が当該受益者等課税信託の受託者に支払った金額については、所得税法令第109条第1項に規定する「取得価額」に含まれる。</u></p> <p>(5) <u>株式等に係る譲渡所得等に関する課税の特例等の規定の適用を受けようとする受益者等が確定申告書に添付すべき書類については、昭和55年12月26日付直所3-20ほか1課共同「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」（法令解釈通達）の28の4-53《信託の受益者における書類の添付》に準ずる。</u></p> <p>(<u>譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の合併の場合</u>)  <b>37の10-24</b> . . . . .</p> <p>(1) . . . . .、被合併法人の株式（以下この項において「旧株」という。）についての譲渡所得等に係る収入金額とみなされる同項第1号に掲げる金額（所得税法第25条第1項《<u>配当等とみなす金額</u>》の規定に該当する部分の金額（以下37の10-27までにおいて「みなし配当額」という。）を除く。）及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、次の算式によって計算した金額となる。</p>

改正後	改正前
<p>・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(注) ・ ・ ・ ・ ・、「合併親法人」とは、合併法人との間に措置法令第25条の8 <u>第5項</u>に規定する関係がある法人をいう(以下同じ。)</p> <p>・ ・ ・ ・ ・</p> <p>・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(2) ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>イ ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>・ ・ ・ ・ ・</p> <p>ロ ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>・ ・ ・ ・ ・</p> <p>なお、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第4条の3第2項第1号<u>《適格組織再編成における株式の保有関係等》</u>に規定する無対価合併のうち、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第12号の8<u>《定義》</u>に規定する適格合併以外の合併が行われた場合の当該無対価合併後の合併法人の株式1株当たりの取得価額は、・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(3) ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p><b>(廃止)</b></p>	<p>・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(注) ・ ・ ・ ・ ・、「合併親法人」とは、合併法人との間に措置法令第25条の8 <u>第4項</u>に規定する関係がある法人をいう(以下同じ。)</p> <p>・ ・ ・ ・ ・</p> <p>・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(2) ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>イ ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>・ ・ ・ ・ ・</p> <p>ロ ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>・ ・ ・ ・ ・</p> <p>なお、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第4条の3第2項第1号に規定する無対価合併のうち、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第12号の8に規定する適格合併以外の合併が行われた場合の当該無対価合併後の合併法人の株式1株当たりの取得価額は、・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(3) ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p><b><u>(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—公募株式等証券投資信託等の信託の併合の場合)</u></b></p> <p><b><u>37の10—24の2</u></b> 措置法第37条の10第4項第1号の規定の適用に関しては、次の点に留意する。</p> <p>(1) <u>措置法第37条の10第4項第1号に規定する公募株式等証券投資信託等(以下この項において「公募株式等証券投資信託等」という。)の信託の併合に当たり、同項の規定により、公募株式等証券投資信託等の受益権(以下この項において「旧受益権」という。)についての譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、次の算式によって計算した金額となる。</u></p> <p>収入金額とみなされる金額 = <u>公募株式等証券投資信託等の信託の併合により交付を受けた当該信託の併合に係る新たな信託の受益権(以下この項において「新受益権」という。)及びそれ以外の資産の価額の合計額</u></p> <p>取得価額 = 旧受益権の従前の取得価額の合計額</p> <p>また、当該信託の併合により取得した新受益権の取得価額は、所得税法令第109条第1項第5号の規定により、取得のために通常要する価額となる。</p>

改正後	改正前
<p>(廃止)</p>	<p>(2) 措置法第37条の10第4項の規定の適用がない場合における公募株式等証券投資信託等の信託の併合により取得した新受益権の1口当たりの取得価額は、所得税法令第112条第3項の規定により、次の算式によって計算した金額となる。</p> $\frac{\text{取得した新受益権1口当たりの取得価額}}{\text{取得した新受益権1口当たりの取得価額}} = \left( \frac{\text{旧受益権1口の従前の取得価額}}{\text{取得価額}} + \frac{\text{旧受益権1口当たりの新受益権の取得費用}}{\text{取得費用}} \right) \div \frac{\text{旧受益権1口について取得した新受益権の口数}}{\text{新受益権の口数}}$ <p><b>(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—株式等証券投資信託等の信託の併合の場合)</b></p> <p><b>37の10—24の3</b> 措置法第37条の10第4項第2号の規定の適用に関しては、次の点に留意する。</p> <p>(1) 措置法第37条の10第4項第2号に規定する株式等証券投資信託等(以下この項において「株式等証券投資信託等」という。)の信託の併合に当たり、同項の規定により、株式等証券投資信託等の受益権(以下この項において「旧受益権」という。)についての譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、次の算式によって計算した金額となる。</p> $\frac{\text{収入金額とみなされる金額}}{\text{収入金額とみなされる金額}} = \frac{\text{株式等証券投資信託等の信託の併合により交付を受けた当該信託の併合に係る新たな信託の受益権(以下この項において「新受益権」という。)及びそれ以外の資産の価額の合計額のうち当該株式等証券投資信託等について信託されている金額に達するまでの金額}}{\text{収入金額とみなされる金額}}$ <p>取得価額 = 旧受益権の従前の取得価額の合計額</p> <p>また、当該信託の併合により取得した新受益権の取得価額は、所得税法令第109条第1項第5号の規定により、取得のために通常要する価額となる。</p> <p>(2) 措置法第37条の10第4項の規定の適用がない場合における株式等証券投資信託等の信託の併合により取得した新受益権の1口当たりの取得価額は、所得税法令第112条第3項の規定により、次の算式によって計算した金額となる。</p> $\frac{\text{取得した新受益権1口当たりの取得価額}}{\text{取得した新受益権1口当たりの取得価額}} = \left( \frac{\text{旧受益権1口の従前の取得価額}}{\text{取得価額}} + \frac{\text{旧受益権1口当たりの新受益権の取得費用}}{\text{取得費用}} \right) \div \frac{\text{旧受益権1口について取得した新受益権の口数}}{\text{新受益権の口数}}$

改 正 後	改 正 前
<p><b>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の分割の場合)</b>  <b>37の10-2</b> . . . . .</p> <p>(1) . . . . .、分割法人の株式（以下この項において「旧株」という。）についての一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる同項第2号に掲げる金額（みなし配当額を除く。）及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、. . . . .</p> <p>（注） . . . . .、「分割承継親法人」とは、分割承継法人との間に措置法令第25条の8第6項に規定する関係がある法人をいう（以下同じ。）。</p> <p>（注） . . . . .、次により計算した割合（分割法人の所得税法第25条第1項第2号に規定する分割型分割（以下(1)において「分割型分割」という。）の直前の法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（以下この項及び37の10-3において「資本金等の額」という。）又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（以下この項及び37の10-3において「連結個別資本金等の額」という。）が零以下である場合には零と、. . . . .</p> $\text{純資産移転割合} = \frac{\text{分割法人から分割承継法人に移転した資産の帳簿価額} \text{ (※1)} - \text{分割法人から分割承継法人に移転した負債の帳簿価額} \text{ (※1)}}{\text{分割法人の資産の帳簿価額} \text{ (※2)} - \text{分割法人の負債（新株予約権に係る義務を含む。）の帳簿価額} \text{ (※2)}}$ <p>※1 . . . . .          ※2 . . . . .</p> <p>また、. . . . .、当該分割により取得した分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式の取得価額は、<u>所得税法令第109条第1項第5号</u>の規定により、取得のために通常要する価額となる。</p> <p>. . . . .</p> <p>(2) . . . . .、<u>同条第1項から第3項</u>までの規定により、それぞれ次の算式によって計算した金額となる。</p> <p>イ . . . . .          . . . . .          . . . . .</p> <p>ロ . . . . .</p>	<p><b>(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の分割の場合)</b>  <b>37の10-25</b> . . . . .</p> <p>(1) . . . . .、分割法人の株式（以下この項において「旧株」という。）についての譲渡所得等に係る収入金額とみなされる同項第2号に掲げる金額（みなし配当額を除く。）及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、. . . . .</p> <p>（注） . . . . .、「分割承継親法人」とは、分割承継法人との間に措置法令第25条の8第5項に規定する関係がある法人をいう（以下同じ。）。</p> <p>（注） . . . . .、次により計算した割合（分割法人の所得税法第25条第1項第2号に規定する分割型分割（以下(1)において「分割型分割」という。）の直前の法人税法第2条第16号<u>《定義》</u>に規定する資本金等の額（以下この項及び37の10-26において「資本金等の額」という。）又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（以下この項及び37の10-26において「連結個別資本金等の額」という。）が零以下である場合には零と、. . . . .</p> $\text{純資産移転割合} = \frac{\text{分割法人から分割承継法人に移転した資産の帳簿価額} \text{ (注1)} - \text{分割法人から分割承継法人に移転した負債の帳簿価額} \text{ (注1)}}{\text{分割法人の資産の帳簿価額} \text{ (注2)} - \text{分割法人の負債（新株予約権に係る義務を含む。）の帳簿価額} \text{ (注2)}}$ <p>(注1) . . . . .          (注2) . . . . .</p> <p>また、. . . . .、当該分割により取得した分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式の取得価額は、<u>同令第109条第1項第5号</u>の規定により、取得のために通常要する価額となる。</p> <p>. . . . .</p> <p>(2) . . . . .、<u>所得税法令第113条第1項から第3項</u>までの規定により、それぞれ次の算式によって計算した金額となる。</p> <p>イ . . . . .          . . . . .          . . . . .</p> <p>ロ . . . . .</p>

改正後	改正前
<p>..... ..... .....。</p> <p>(3) .....、その端数に応じて株主に金銭が交付された場合における<u>同号</u>の規定の適用については、所基通57の4-1に準じて取り扱う。</p> <p><b>(廃止)</b></p>	<p>..... ..... .....。</p> <p>(3) .....、その端数に応じて株主に金銭が交付された場合における<u>措置法第37条の10第3項第2号</u>の規定の適用については、所基通57の4-1《<u>一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い</u>》に準じて取り扱う。</p> <p><b>(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—特定受益証券発行信託に係る信託の分割の場合)</b></p> <p><b>37の10-25の2</b> 措置法第37条の10第4項第3号の規定の適用に関しては、次の点に留意する。</p> <p>(1) <u>特定受益証券発行信託に係る信託の分割に当たり、措置法第37条の10第4項の規定により、特定受益証券信託の受益権（以下この項において「旧受益権」という。）についての譲渡所得等に係る収入金額とみなされる同項第3号に掲げる金額及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、次の算式によって計算した金額となる。</u></p> $\text{収入金額とみなされる金額} = \frac{\text{特定受益証券発行信託に係る信託の分割により交付を受けた承継信託の受益権及びそれ以外の資産の価額の合計額のうち当該特定受益証券発行信託について信託された金額に達するまでの金額}}{\text{}}$ <p>(注) 「承継信託」とは、特定受益証券発行信託に係る信託の分割により受託者を同一とする他の信託からその信託財産の一部の移転を受ける信託をいう（以下この項において同じ。）。</p> <p>取得価額 = 旧受益権の従前の取得価額の合計額 × 分割移転割合</p> <p>(注) 「分割移転割合」は、所得税法令第113条第6項に規定する割合で、次により計算した割合（小数点以下3位未満の端数があるときは切上げ）をいう（以下この項において同じ。）。</p> $\text{分割移転割合} = \frac{\frac{\text{分割信託(注1)から承継信託に移転した資産の帳簿価額}}{\text{分割信託(注1)から承継信託に移転した負債の帳簿価額}}}{\frac{\text{分割信託(注2)の資産の帳簿価額}}{\text{分割信託(注2)の負債の帳簿価額}}}$ <p>(注1) 「分割信託」とは、特定受益証券発行信託に係る信託の分割によりその信</p>

改正後	改正前
<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—資本の払戻し等の場合)</p> <p><b>37の10—3</b> 措置法第37条の10第3項第3号に規定する「法人の資本の払戻し」又は「法人の解散による残余財産の分配」(以下この項において「資本の払戻し等」という。)により金銭その他の資産(以下この項において「金銭等」という。)の交付を受けた場合のその有していた資本の払戻し等を行った法人の株式(以下この項において「旧株」と</p>	<p>託財産の一部を受託者を同一とする他の信託又は新たな信託の信託財産として移転する信託をいう。</p> <p>(注2) 信託の分割前に終了した計算期間のうち最も新しいものの終了の時による。また、当該特定受益証券発行信託に係る信託の分割があった日以後における旧受益権1口当たりの取得価額は、所得税法令第113条第7項の規定により、次の算式によって計算した金額となり、また、当該特定受益証券発行信託に係る信託の分割により取得した承継信託の受益権の取得価額は、同令第109条第1項第5号の規定により、取得のために通常要する価額となる。</p> $\frac{\text{特定受益証券発行信託に係る信託の分割後の旧受益権1口当たりの取得価額}}{1} = \frac{\text{旧受益権1口の従前の取得価額}}{1} = \left[ \frac{\text{旧受益権1口の従前の取得価額}}{1} \times \frac{\text{分割移転割合}}{1} \right]$ <p>(2) 措置法第37条の10第4項の規定の適用がない場合における特定受益証券発行信託に係る信託の分割があった日以後の旧受益権及び当該信託の分割により取得した承継信託の受益権に係る1口当たりの取得価額は、所得税法令第113条第6項又は第7項の規定により、それぞれ次の算式によって計算した金額となる。</p> $\frac{\text{特定受益証券発行信託に係る信託の分割後の旧受益権1口当たりの取得価額}}{1} = \frac{\text{旧受益権1口の従前の取得価額}}{1} = \left[ \frac{\text{旧受益権1口の従前の取得価額}}{1} \times \frac{\text{分割移転割合}}{1} \right]$ $\frac{\text{取得した承継信託の受益権1口当たりの取得価額}}{1} = \left[ \frac{\text{旧受益権1口の従前の取得価額}}{1} \times \frac{\text{分割移転割合}}{1} \div \frac{\text{旧受益権1口について取得した承継信託の受益権の口数}}{1} \right]$ <p>± 承継信託の受益権1口当たりの承継信託の受益権の取得費用</p> <p>(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—資本の払戻し等の場合)</p> <p><b>37の10—26</b> 措置法第37条の10第3項第3号に規定する「法人の資本の払戻し」又は「法人の解散による残余財産の分配」(以下この項において「資本の払戻し等」という。)により金銭その他の資産(以下この項において「金銭等」という。)の交付を受けた場合のその有していた資本の払戻し等を行った法人の株式(以下この項において「旧株」と</p>

改 正 後	改 正 前
<p>いう。)に係る<u>一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額</u>及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、・・・・・・・・。</p> <p>・・・・・・・・</p> <p>・・・・・・・・</p> <p>(注) ・・・・・・・・。</p> <p>純資産減少割合 = <math>\frac{\text{その法人の資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額又はその法人の解散による残余財産の分配により交付した金銭等の価額の合計額}}{\text{その法人の資産の帳簿価額}(\ast) - \text{その法人の負債(新株予約権に係る義務を含む。)の帳簿価額}(\ast)}</math></p> <p>※ ・・・・・・・・。</p> <p>また、当該資本の払戻し等があった日以後における旧株1株当たりの取得価額は、<u>所得税法令第114条第1項《資本の払戻し等があった場合の株式等の取得価額》</u>の規定により、次の算式によって計算した金額となる。</p> <p>・・・・・・・・</p> <p><b>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等一口数に定めがない出資の払戻しの場合)</b></p> <p><b>37の10-4</b> ・・・・・・・・、その有していた法人の出資(口数に定めがないものに限る。以下この項において「所有出資」という。)の払戻しに係る<u>一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額</u>及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、・・・・・・・・。</p> <p>・・・・・・・・</p> <p>・・・・・・・・</p> <p>・・・・・・・・。</p> <p>・・・・・・・・</p> <p><b>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等一人の組織変更の場合)</b></p> <p><b>37の10-5</b> ・・・・・・・・。</p> <p>(1) ・・・・・・・・、組織変更前の法人の株式又は出資(以下この項において「旧株」という。)についての<u>一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる同項第6号に掲げる金額(みなし配当額を除く。)</u>及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、</p>	<p>いう。)に係る<u>譲渡所得等の収入金額とみなされる収入金額</u>及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、・・・・・・・・。</p> <p>・・・・・・・・</p> <p>・・・・・・・・</p> <p>(注) ・・・・・・・・。</p> <p>純資産減少割合 = <math>\frac{\text{その法人の資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額又はその法人の解散による残余財産の分配により交付した金銭等の価額の合計額}}{\text{その法人の資産の帳簿価額}(\text{注}) - \text{その法人の負債(新株予約権に係る義務を含む。)の帳簿価額}(\text{注})}</math></p> <p>(注) ・・・・・・・・。</p> <p>また、当該資本の払戻し等があった日以後における旧株1株当たりの取得価額は、<u>同令第114条第1項《資本の払戻し等があった場合の株式等の取得価額》</u>の規定により、次の算式によって計算した金額となる。</p> <p>・・・・・・・・</p> <p><b>(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等一口数に定めがない出資の払戻しの場合)</b></p> <p><b>37の10-26の2</b> ・・・・・・・・、その有していた法人の出資(口数に定めがないものに限る。以下この項において「所有出資」という。)の払戻しに係る<u>譲渡所得等の収入金額とみなされる収入金額</u>及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、・・・・・・・・。</p> <p>・・・・・・・・</p> <p>・・・・・・・・</p> <p>・・・・・・・・。</p> <p>・・・・・・・・</p> <p><b>(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等一人の組織変更の場合)</b></p> <p><b>37の10-26の3</b> ・・・・・・・・。</p> <p>(1) ・・・・・・・・、組織変更前の法人の株式又は出資(以下この項において「旧株」という。)についての<u>譲渡所得等に係る収入金額とみなされる同項第6号に掲げる金額(みなし配当額を除く。)</u>及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、・・・・・・・・。</p>



改正後	改正前
<p><b>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—上場廃止特定受益証券発行信託の信託の併合の場合)</b></p> <p><b>37の10—6</b> 措置法第37条の10第4項第1号の規定の適用に関しては、次の点に留意する。</p> <p>(1) 措置法第37条の10第4項第1号に規定する上場廃止特定受益証券発行信託(以下この項において「上場廃止特定受益証券発行信託」という。)の信託の併合に当たり、同項の規定により、上場廃止特定受益証券発行信託の受益権(以下この項において「旧受益権」という。)についての一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、次の算式によって計算した金額となる。</p> $\text{収入金額とみなされる金額} = \frac{\text{上場廃止特定受益証券発行信託の信託の併合により交付を受けた当該信託の併合に係る新たな信託の受益権(以下この項において「新受益権」という。)及びそれ以外の資産の価額の合計額}}{\text{旧受益権の従前の取得価額の合計額}}$ <p>取得価額 = 旧受益権の従前の取得価額の合計額</p> <p>また、当該信託の併合により取得した新受益権の取得価額は、所得税法令第109条第1項第5号の規定により、取得のために通常要する価額となる。</p> <p>(2) 措置法第37条の10第4項の規定の適用がない場合における上場廃止特定受益証券発行信託の信託の併合により取得した新受益権の1口当たりの取得価額は、所得税法令第112条第3項の規定により、次の算式によって計算した金額となる。</p> $\text{取得した新受益権1口当たりの取得価額} = \left( \frac{\text{旧受益権1口の従前の取得価額}}{\text{旧受益権1口当たりの新受益権の取得費用}} \right) \div \frac{\text{旧受益権1口について取得した新受益権の口数}}$	<p>(新 設)</p>
<p><b>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—投資信託等の信託の併合の場合)</b></p> <p><b>37の10—7</b> 措置法第37条の10第4項第2号の規定の適用に関しては、次の点に留意する。</p> <p>(1) 措置法第37条の10第4項第2号に規定する投資信託等(以下この項において「投資信託等」という。)の信託の併合に当たり、同項の規定により、投資信託等の受益権で一般株式等に該当するもの(以下この項において「旧受益権」という。)についての一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額及び当該収入金額</p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>から控除すべき取得価額は、次の算式によって計算した金額となる。</p> $\frac{\text{収入金額とみなされる金額}}{\text{収入金額とみなされる金額}} = \frac{\text{投資信託等の信託の併合により交付を受けた当該信託の併合に係る新たな信託の受益権（以下この項において「新受益権」という。）及びそれ以外の資産の価額の合計額のうち当該投資信託等について信託されている金額に達するまでの金額}}{\text{収入金額とみなされる金額}}$ <p>取得価額 = 旧受益権の従前の取得価額の合計額</p> <p>また、当該信託の併合により取得した新受益権の取得価額は、所得税法令第109条第1項第5号の規定により、取得のために通常要する価額となる。</p> <p>(2) 措置法第37条の10第4項の規定の適用がない場合における投資信託等の信託の併合により取得した新受益権の1口当たりの取得価額は、所得税法令第112条第3項の規定により、次の算式によって計算した金額となる。</p> $\frac{\text{取得した新受益権1口当たりの取得価額}}{\text{取得した新受益権1口当たりの取得価額}} = \left( \frac{\text{旧受益権1口の従前の取得価額}}{\text{旧受益権1口当たりの従前の取得価額}} + \frac{\text{旧受益権1口当たりの新受益権の取得費用}}{\text{旧受益権1口当たりの新受益権の取得費用}} \right) \div \frac{\text{旧受益権1口について取得した新受益権の口数}}{\text{旧受益権1口について取得した新受益権の口数}}$	
<p><b>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—特定受益証券発行信託に係る信託の分割の場合）</b></p> <p><b>37の10-8</b> 措置法第37条の10第4項第3号の規定の適用に関しては、次の点に留意する。</p> <p>(1) 特定受益証券発行信託に係る信託の分割に当たり、措置法第37条の10第4項の規定により、特定受益証券発行信託の受益権で一般株式等に該当するもの（以下この項において「旧受益権」という。）についての一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる同項第3号に掲げる金額及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、次の算式によって計算した金額となる。</p> $\frac{\text{収入金額とみなされる金額}}{\text{収入金額とみなされる金額}} = \frac{\text{特定受益証券発行信託に係る信託の分割により交付を受けた承継信託の受益権及びそれ以外の資産の価額の合計額のうち当該特定受益証券発行信託について信託された金額に達するまでの金額}}{\text{収入金額とみなされる金額}}$ <p>(注) 「承継信託」とは、特定受益証券発行信託に係る信託の分割により受託者を同一とする他の信託からその信託財産の一部の移転を受ける信託をいう（以下この項において同じ。）。</p>	<p><b>（新 設）</b></p>

改 正 後	改 正 前
<p>取得価額 = 旧受益権の従前の取得価額の合計額 × 分割移転割合</p> <p>(注) 「分割移転割合」は、所得税法令第113条第6項に規定する割合で、次により計算した割合（小数点以下3位未満の端数があるときは切上げ）をいう（以下この項において同じ。）。</p> $\text{分割移転割合} = \frac{\frac{\text{分割信託(※1)から承継信託に移転した資産の帳簿価額}}{\text{分割信託の資産の帳簿価額(※2)}}}{\frac{\text{分割信託(※1)から承継信託に移転した負債の帳簿価額}}{\text{分割信託の負債の帳簿価額(※2)}}}$ <p>※1 「分割信託」とは、特定受益証券発行信託に係る信託の分割によりその信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託又は新たな信託の信託財産として移転する信託をいう。</p> <p>※2 信託の分割前に終了した計算期間のうち最も新しいものの終了の時による。</p> <p>また、当該特定受益証券発行信託に係る信託の分割があった日以後における旧受益権1口当たりの取得価額は、所得税法令第113条第7項の規定により、次の算式によって計算した金額となり、また、当該特定受益証券発行信託に係る信託の分割により取得した承継信託の受益権の取得価額は、所得税法令第109条第1項第5号の規定により、取得のために通常要する価額となる。</p> $\frac{\text{特定受益証券発行信託に係る信託の分割後の旧受益権1口当たりの取得価額}}{\text{旧受益権1口の従前の取得価額}} = \left( \frac{\text{旧受益権1口の従前の取得価額}}{\text{旧受益権1口の従前の取得価額}} \times \text{分割移転割合} \right)$ <p>(2) 措置法第37条の10第4項の規定の適用がない場合における特定受益証券発行信託に係る信託の分割があった日以後の旧受益権及び当該信託の分割により取得した承継信託の受益権に係る1口当たりの取得価額は、所得税法令第113条第6項又は第7項の規定により、それぞれ次の算式によって計算した金額となる。</p> $\frac{\text{特定受益証券発行信託に係る信託の分割後の旧受益権1口当たりの取得価額}}{\text{旧受益権1口の従前の取得価額}} = \left( \frac{\text{旧受益権1口の従前の取得価額}}{\text{旧受益権1口の従前の取得価額}} \times \text{分割移転割合} \right)$	

改正後	改正前
<p> <math display="block">\frac{\text{取得した承継信託の受益権1口当たりの取得価額}}{\left( \frac{\text{旧受益権1口の従前の取得価額}}{\times \text{分割移転割合}} \div \frac{\text{旧受益権1口について取得した承継信託の受益権の口数}}{\right)}</math> </p> <p> <math display="block">+ \frac{\text{承継信託の受益権1口当たりの承継信託の受益権の取得費用}}{\text{}}</math> </p> <p><b>(廃止)</b></p> <p><b>措置法第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</b></p> <p><b>(外国金融商品市場)</b></p> <p><b>37の11-1</b> 措置法令第25条の9第2項第2号に規定する「外国金融商品市場」とは、金</p>	<p><b>(合計所得金額等の計算)</b></p> <p><b>37の10-28</b> 株式等に係る譲渡所得等の金額を有する場合における所得税に関する法令の規定の適用に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>(1) 所得税法第2条第1項第30号に規定する「合計所得金額」には、措置法第37条の10第6項第1号の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額が含まれ、所得税法令第11条第2項及び第11条の2第2項に規定する「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」には、措置法令第25条の8第13項の規定により、株式等に係る譲渡所得等の金額が含まれる。この場合の株式等に係る譲渡所得等の金額は、「特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例」を適用した後の金額による。</p> <p>(2) 所得税法第120条第1項本文に規定する「その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」及び所得税法第121条第1項第1号に規定する「給与所得及び退職所得以外の所得金額」には、株式等に係る譲渡所得等の金額が含まれる。これらの場合の株式等に係る譲渡所得等の金額は、法令の規定により確定申告書の提出又は確定申告書への記載若しくは明細書等の添付を要件として適用される特例を適用しないで計算した金額による。</p> <p><b>37の10-29 削除</b></p> <p><b>(新設)</b></p> <p><b>(新設)</b></p>

改 正 後	改 正 前
<p>融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する「取引所金融商品市場に類似する市場で外国に所在するもの」をいうが、日本証券業協会の規則に基づき各証券会社が「適格外国金融商品市場」としている市場は、これに該当することに留意する。</p> <p>(注) 「適格外国金融商品市場」とは、日本証券業協会の会員（証券会社）が、次の要件を満たしており投資家保護上問題がないと判断する外国の取引所金融商品市場又は外国の店頭市場をいう（外国証券の取引に関する規則（昭48.12.4）7①一、④）。</p> <p>① 取引証券の取引価格が入手可能であること。</p> <p>② 取引証券の発行者に関する財務諸表等の投資情報が入手可能であること。</p> <p>③ その市場を監督する監督官庁又はそれに準ずる機関が存在していること。</p> <p>④ 取引証券の購入代金、売却代金、果実等について送受金が可能であること。</p> <p>⑤ 取引証券の保管業務を行う機関があること。</p> <p><b>(公社債情報)</b></p> <p><b>37の11-2</b> 措置法第37条の11第2項第10号に規定する「金融商品取引所の規則に基づき公表された公社債情報」とは、例えば、東京証券取引所が定める「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第2条《定義》に掲げる「プログラム情報」が該当することに留意する。</p> <p><b>(国外において発行された公社債の意義)</b></p> <p><b>37の11-3</b> 措置法第37条の11第2項第11号に規定する「国外において発行された公社債」とは、募集又は売出しが国外において行われた公社債をいい、外国通貨で表示されているものに限らないことに留意する。</p> <p><b>(外国証券情報)</b></p> <p><b>37の11-4</b> 措置法令第25条の9第5項に規定する「外国証券情報」とは、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成20年内閣府令第78号）第12条《外国証券情報の内容》に規定する情報のことをいうことに留意する。</p> <p>(注) 「外国証券情報」は、金融商品取引法第27条の32の2第1項《外国証券情報の提供又は公表》の規定により、同項に規定する外国証券売出しにより有価証券を売り付ける場合に公表を義務付けられた当該有価証券及び当該有価証券の発行者に関する情報であり、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第12条において具体的</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>な内容が規定されている。</u></p> <p><b><u>(取得時から引き続き同一の金融商品取引業者等の営業所において保管の委託がされていない公社債)</u></b></p> <p><b><u>37の11-5</u></b> 措置法第37条の11第2項第11号イに規定する有価証券の売出しに応じて取得した公社債又は同号ロに規定する売付け勧誘等に応じて取得した公社債であっても、それらの取得時から引き続き当該有価証券の売出し又は当該売付け勧誘等(以下この項において「有価証券の売出し等」という。)をした金融商品取引業者等の営業所において保管の委託がされていないものについては、同号イ又はロに掲げる公社債には該当しないことに留意する。</p> <p><u>したがって、例えば、取引している金融商品取引業者等の変更等により、取得時から引き続き有価証券の売出し等をした金融商品取引業者等の営業所において保管の委託がされないこととなる公社債は、同号に掲げる公社債には該当しないこととなることに留意する。ただし、同一の金融商品取引業者等の他の営業所に移管された公社債は、引き続き有価証券の売出し等をした金融商品取引業者等の営業所において保管の委託がされているものに該当することに留意する。</u></p> <p><b><u>(平成27年12月31日以前に同族会社が発行した公社債の取扱い)</u></b></p> <p><b><u>37の11-6</u></b> 措置法第37条の11第2項第14号に掲げる平成27年12月31日以前に発行された公社債の取扱いについては、次の点に留意する。</p> <p><u>(1) 措置法第37条の11第2項第14号括弧書の公社債(その発行時において同族会社(法人税法第2条第10号に規定する同族会社をいう。以下この項において同じ。)に該当する会社が発行したものをいう。以下この項において同じ。)</u></p> <p><u>当該公社債の譲渡又は元本の償還(買入れの方法による償還を含む。以下この項において同じ。)の日において、当該会社が同族会社に該当しないこととなっている場合であっても、措置法第37条の11第2項第14号括弧書の公社債に該当する。</u></p> <p><u>(注) 措置法第37条の11第2項第14号括弧書の公社債であっても、同項第1号から第13号までのいずれかに該当する場合には、上場株式等に該当する。</u></p> <p><u>(2) 措置法第37条の11第2項第14号括弧書の公社債が同項第1号から第13号までのいずれにも該当せず、一般株式等に該当する場合において、当該公社債の元本の償還により金銭等の交付を受けるとき</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p><u>その償還の日においてその交付を受ける者が措置法第37条の10第3項第7号括弧書の規定に該当する者である場合は、同号の規定により、一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされない。</u></p> <p><u>(注) 措置法第37条の11第2項第14号括弧書の公社債に限らず、特定公社債（措置法第3条第1項第1号に規定する特定公社債をいう。）以外の公社債の元本の償還により交付を受ける金銭等の額が措置法第37条の10第3項第7号の規定により一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされない場合のその交付を受ける金銭等の額は、総合課税の雑所得に係る収入金額となる。</u></p> <p><b>(信用取引等に係る譲渡益の計算)</b></p> <p><b>37の11-7</b> <u>上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算に当たり、信用取引等の方法により上場株式等の買付け又は売付けを行った者が、当該信用取引等に関し、金融商品取引業者に支払う又は金融商品取引業者から支払を受ける次のものについては、それぞれ次に掲げるところによることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>買付けを行った者が金融商品取引業者に支払う買委託手数料、委託手数料等に係る消費税及び地方消費税、名義書換料並びに金利に相当する額は、当該信用取引等に伴い直接要した費用の額に算入する。</u></p> <p>(2) <u>買付けを行った者が金融商品取引業者から支払を受ける品貸料の額は、上場株式等の譲渡に係る収入金額に算入する。</u></p> <p>(3) <u>売付けを行った者が金融商品取引業者から支払を受ける金利に相当する額は、上場株式等の譲渡に係る収入金額に算入する。</u></p> <p>(4) <u>売付けを行った者が金融商品取引業者に支払う売委託手数料、委託手数料等に係る消費税及び地方消費税並びに品貸料の額は、当該信用取引等に伴い直接要した費用の額に算入する。</u></p> <p>(5) <u>買付けを行った者が金融商品取引業者から支払を受ける配当落調整額及び権利処理価額に相当する額は、買付けに係る上場株式等の取得価額から控除し、売付けを行った者が金融商品取引業者に支払う配当落調整額及び権利処理価額に相当する額は、上場株式等の譲渡に係る収入金額から控除する。</u></p> <p><u>(注) 「配当落調整額」とは、信用取引等に係る株式につき配当が付与された場合において、金融商品取引業者が売付けを行った者から徴収し又は買付けを行った者に支払う当該配当に相当する金銭の額をいい、「権利処理価額」とは、信用取引等</u></p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>に係る株式につき、株式分割、株式無償割当て及び会社分割による株式を受ける権利、新株予約権（新投資口予約権を含む。）又は新株予約権の割当てを受ける権利が付与された場合において、<u>金融商品取引業者が売付けを行った者から徴収し又は買付けを行った者に支払うこれらの権利の価額に相当する金銭の額をいう。</u></p>	
<p><b><u>（信用取引等の決済の日後に授受される配当落調整額）</u></b>  <b>37の11-8</b> <u>上場株式等に係る譲渡所得等の金額を計算する場合において、信用取引等の決済の日後に配当落調整額の授受が行われた場合は、その授受が行われた金額をその授受が行われた年の総収入金額又は必要経費に算入することに留意する。</u></p>	(新 設)
<p><b><u>（信用取引において現渡しの方法により決済を行った場合の所得計算）</u></b>  <b>37の11-9</b> <u>金融商品取引法第156条の24第1項の規定による信用取引の方法により上場株式等の売付けを行った場合において、いわゆる現渡しの方法により決済を行ったときの上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該売付けの際の約定金額により、当該現渡しをした時に、当該現渡しをした上場株式等を譲渡したものとして計算するのであるから留意する。この場合において、当該上場株式等に係る取得価額は、当該現渡しをした上場株式等の取得に要した金額により、また、その取得の日は当該現渡しをした上場株式等及びそれと同一銘柄の上場株式等のうち先に取得したのから順次譲渡をしたものとした場合に当該譲渡をしたものとされる当該現渡しをした上場株式等の取得の日による。</u></p>	(新 設)
<p><b><u>（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げる取引による権利の行使又は義務の履行により取得した上場株式等の取得価額）</u></b>  <b>37の11-10</b> <u>金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げる取引による権利の行使又は義務の履行により取得した上場株式等の取得価額は、次の区分ごとにそれぞれに掲げる</u>  <u>ところによる。</u>  (1) <u>いわゆるコールオプションの買方が当該オプションの権利の行使により取得をした場合</u>  <u>当該オプションの権利の行使により支出した金額及び一連の取引に関連して支出した委託手数料（当該委託手数料に係る消費税及び地方消費税を含む。）の合計額に支払オプション料を加算した金額</u></p>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p>(2) <u>いわゆるプットオプションの売方が当該オプションの義務の履行により取得をした場合</u>  <u>当該オプションの義務の履行により支出した金額及び一連の取引に関連して支出した委託手数料（当該委託手数料に係る消費税及び地方消費税を含む。）の合計額から受取オプション料を控除した金額</u></p> <p><b><u>（上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の合併の場合等）</u></b></p> <p><b><u>37の11-11</u></b> <u>37の10-1から37の10-5までの取扱いは、措置法第37条の11第3項の規定により上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合について準用する。</u></p> <p><b><u>（上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—投資信託等の信託の併合の場合）</u></b></p> <p><b><u>37の11-12</u></b> <u>措置法第37条の11第4項第1号の規定の適用に関しては、次の点に留意する。</u></p> <p>(1) <u>措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託等（以下この項において「投資信託等」という。）の信託の併合に当たり、同項の規定により、投資信託等の受益権で上場株式等に該当するもの（以下この項において「旧受益権」という。）についての上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、次の算式によって計算した金額となる。</u></p> <p><u>収入金額とみなされる金額</u>      <u>≡</u>      <u>投資信託等の信託の併合により交付を受けた当該信託の併合に係る新たな信託の受益権（以下この項において「新受益権」という。）及びそれ以外の資産の価額の合計額</u></p> <p><u>取得価額 = 旧受益権の従前の取得価額の合計額</u></p> <p><u>また、当該信託の併合により取得した新受益権の取得価額は、所得税法令第109条第1項第5号の規定により、取得のために通常要する価額となる。</u></p> <p>(2) <u>措置法第37条の11第4項の規定の適用がない場合における投資信託等の信託の併合により取得した新受益権の1口当たりの取得価額は、所得税法令第112条第3項の規定により、次の算式によって計算した金額となる。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
$\frac{\text{取得した新受益権1口当たりの取得価額}}{\text{旧受益権1口の従前の取得価額}} = \left( \frac{\text{旧受益権1口当たりの新受益権の取得費用}}{\text{旧受益権1口について取得した新受益権の口数}} \right) \div \dots$	
<p><b>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—特定受益証券発行信託に係る信託の分割の場合)</b></p> <p><b>37の11-13</b> 措置法第37条の11第4項第2号の規定の適用に関しては、次の点に留意する。</p> <p>(1) 特定受益証券発行信託に係る信託の分割に当たり、措置法第37条の11第4項の規定により、特定受益証券発行信託の受益権で上場株式等に該当するもの（以下この項において「旧受益権」という。）についての上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる同項第2号に掲げる金額及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、次の算式によって計算した金額となる。</p> <p>収入金額とみなされる金額 = <math>\frac{\text{特定受益証券発行信託に係る信託の分割により交付を受けた承継信託の受益権及びそれ以外の資産の価額の合計額}}{\dots}</math></p> <p>(注) 「承継信託」とは、特定受益証券発行信託に係る信託の分割により受託者を同一とする他の信託からその信託財産の一部の移転を受ける信託をいう（以下この項において同じ。）。</p> <p>取得価額 = 旧受益権の従前の取得価額の合計額 × 分割移転割合</p> <p>(注) 「分割移転割合」は、所得税法令第113条第6項に規定する割合で、次により計算した割合（小数点以下3位未満の端数があるときは切上げ）をいう（以下この項において同じ。）。</p> $\frac{\text{分割移転割合}}{\text{分割移転割合}} = \frac{\frac{\text{分割信託(※1)から承継信託に移転した資産の帳簿価額}}{\text{分割信託の資産の帳簿価額(※2)}}}{\frac{\text{分割信託(※1)から承継信託に移転した負債の帳簿価額}}{\text{分割信託の負債の帳簿価額(※2)}}}$ <p>※1 「分割信託」とは、特定受益証券発行信託に係る信託の分割によりその信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託又は新たな信託の信託財産として移転する信託をいう。</p> <p>※2 信託の分割前に終了した計算期間のうち最も新しいものの終了の時による。また、当該特定受益証券発行信託に係る信託の分割があった日以後における旧受益</p>	(新 設)

改正後	改正前
<p>権1口当たりの取得価額は、所得税法令第113条第7項の規定により、次の算式によって計算した金額となり、また、当該特定受益証券発行信託に係る信託の分割により取得した承継信託の受益権の取得価額は、所得税法令第109条第1項第5号の規定により、取得のために通常要する価額となる。</p>	
$\frac{\text{特定受益証券発行信託に係る信託の分割後の旧受益権1口当たりの取得価額}}{1} = \frac{\text{旧受益権1口の従前の取得価額}}{\text{取得価額}} = \left[ \frac{\text{旧受益権1口の従前の取得価額}}{\text{取得価額}} \times \frac{\text{分割移転割合}}{\text{割合}} \right]$	
<p>(2) 措置法第37条の11第4項の規定の適用がない場合における特定受益証券発行信託に係る信託の分割があった日以後の旧受益権及び当該信託の分割により取得した承継信託の受益権に係る1口当たりの取得価額は、所得税法令第113条第6項又は第7項の規定により、それぞれ次の算式によって計算した金額となる。</p>	
$\frac{\text{特定受益証券発行信託に係る信託の分割後の旧受益権1口当たりの取得価額}}{1} = \frac{\text{旧受益権1口の従前の取得価額}}{\text{取得価額}} = \left[ \frac{\text{旧受益権1口の従前の取得価額}}{\text{取得価額}} \times \frac{\text{分割移転割合}}{\text{割合}} \right]$	
$\frac{\text{取得した承継信託の受益権1口当たりの取得価額}}{1} = \left[ \frac{\text{旧受益権1口の従前の取得価額}}{\text{取得価額}} \times \frac{\text{分割移転割合}}{\text{割合}} \div \frac{\text{旧受益権1口について取得した承継信託の受益権の口数}}{\text{取得した承継信託の受益権1口当たりの取得価額}} \right]$	
<p>± <math>\frac{\text{承継信託の受益権1口当たりの承継信託の受益権の取得費用}}{\text{承継信託の受益権の取得費用}}</math></p>	
<p><b>措置法第37条の11の2《特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</b></p>	<p><b>措置法第37条の10の2《特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</b></p>
<p>(非課税口座から移管された株式のうち特定管理株式等とならないもの)  <b>37の11の2-1</b> 措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等(以下この項及び37の11の2-3において「特定管理株式等」という。)の対象となる特定口座内保管上場株式等からは、次の上場株式等が除かれることに留意する。          なお、・・・当該特定口座に当該上場株式等と同一銘柄の特定口座内保管上場株</p>	<p>(非課税口座から移管された株式のうち特定管理株式とならないもの)  <b>37の10の2-1</b> 措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)の対象となる特定口座内保管上場株式等からは、次の上場株式等が除かれることに留意する。          なお、・・・当該特定口座に当該上場株式等と同一銘柄の特定口座内保管上場株</p>

改 正 後	改 正 前
<p>式等があるときには、<u>特定管理株式等の売上原価の額又は取得費の額は、所得税法令第108条第1項《有価証券の法定評価方法》又は第118条の規定に基づいて計算した金額となることに留意する。</u></p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(2) 非課税口座内上場株式等のうち、措置法規則第18条の10第1項第1号に規定する認可金融商品取引業協会の定める規則に基づき、同号に掲げる店頭管理銘柄株式として指定されている期間内に、当該非課税口座内上場株式等に係る非課税口座から特定口座に移管がされたもの</p> <p>(注) . . . . .</p> <p><b>(特定管理株式等が価値を失った場合の特例の適用)</b></p> <p><u>37の11の2-2 措置法第37条の11の2第1項の規定は、同条第3項の規定により、同条第1項に規定する事実が発生した日の属する年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、かつ、同項に規定する損失の金額の計算に関する明細書及び措置法規則第18条の10の2第5項に規定する書類の添付がある場合に限り、適用することに留意する。</u></p> <p><b>(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱いの準用)</b></p> <p><u>37の11の2-3 特定管理株式等、措置法第37条の11の2第1項に規定する特定保有株式又は同項に規定する特定口座内公社債の譲渡による譲渡所得等の金額の計算等については、37の10・37の11共-1から37の10・37の11共-5まで、37の10・37の11共-10、37の10・37の11共-18、37の10・37の11共-24、37の10-1から37の10-3まで及び37の10-5の取扱いを準用する。</u></p> <p><b>措置法第37条の11の3《特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例》関係</b></p> <p><b>(削 除)</b></p>	<p>式等があるときには、<u>特定管理株式の売上原価の額又は取得費の額は、所得税法令第108条第1項《有価証券の法定評価方法》又は第118条《譲渡所得の基因となる有価証券の取得費等》の規定に基づいて計算した金額となることに留意する。</u></p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(2) 非課税口座内上場株式等のうち、措置法規則第18条の11第4項第1号に規定する認可金融商品取引業協会の定める規則に基づき、同号に掲げる店頭管理銘柄株式として指定されている期間内に、当該非課税口座内上場株式等に係る非課税口座から特定口座に移管がされたもの</p> <p>(注) . . . . .</p> <p><b>(新 設)</b></p> <p><b>(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱いの準用)</b></p> <p><u>37の10の2-2 特定管理株式又は措置法第37条の10の2第1項に規定する特定保有株式の譲渡による譲渡所得等の金額の計算等については、37の10-1から37の10-4まで、37の10-10、37の10-19、37の10-24から37の10-26の3まで及び37の10-28の取扱いを準用する。</u></p> <p><b>措置法第37条の11の3《特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例》関係</b></p> <p><b>(外国金融商品市場)</b></p> <p><u>37の11の3-2 措置法令第25条の10の2第5項第2号に規定する「外国金融商品市場」とは、金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する「取引所金融商品市場に類似す</u></p>

改正後	改正前
<p>(株式無償割当てにより取得した上場株式等を特定口座に受入れる場合の「取得をした日」)</p> <p><b>37の11の3-4</b> 措置法令第25条の10の2第14項第6号に規定する株式無償割当てにより取得した上場株式等を特定口座に受け入れる場合において、当該上場株式等(当該株式無償割当ての基因となった株式等と異なる種類のものを除く。以下この項において同じ。)が次に掲げるものであるときは、<u>37の10・37の11共-18</u>にかかわらず、当該株式無償割当ての効力を生ずる日をもって当該上場株式等の「取得をした日」としても差し支えない。</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(2) . . . . .</p> <p>(貸付契約に基づいて返還された上場株式等の取得価額等)</p> <p><b>37の11の3-5</b> 措置法令第25条の10の2第14項第16号に規定する当該貸付契約に基づき返還される上場株式等を、. . . . .、同条第25項の規定の適用はなく、当該同一銘柄の上場株式等の取得価額の計算には影響しないことに留意する。</p> <p>(取引所売買株式等)</p> <p><b>37の11の3-6</b> 措置法規則第18条の11第22項第1号に<u>掲げる</u>「取引所売買株式等」とは、. . . . .。</p>	<p>る市場で外国に所在するもの」をいうが、日本証券業協会の規則に基づき各証券会社が「適格外国金融商品市場」としている市場は、これに該当することに留意する。</p> <p>(注) 「適格外国金融商品市場」とは、日本証券業協会の会員(証券会社)が、次の要件を満たしており投資家保護上問題がないと判断する外国の取引所金融商品市場又は外国の店頭市場をいう(外国証券の取引に関する規則(昭48.12.4)7①一、④)。</p> <p>① <u>取引証券の取引価格が入手可能であること。</u></p> <p>② <u>取引証券の発行者に関する財務諸表等の投資情報が入手可能であること。</u></p> <p>③ <u>その市場を監督する監督官庁又はそれに準ずる機関が存在していること。</u></p> <p>④ <u>取引証券の購入代金、売却代金、果実等について送受金が可能であること。</u></p> <p>⑤ <u>取引証券の保管業務を行う機関があること。</u></p> <p>(株式無償割当てにより取得した上場株式等を特定口座に受入れる場合の「取得をした日」)</p> <p><b>37の11の3-4</b> 措置法令第25条の10の2第15項第6号に規定する株式無償割当てにより取得した上場株式等を特定口座に受け入れる場合において、当該上場株式等(当該株式無償割当ての基因となった株式等と異なる種類のものを除く。以下この項において同じ。)が次に掲げるものであるときは、<u>37の10-19</u>にかかわらず、当該株式無償割当ての効力を生ずる日をもって当該上場株式等の「取得をした日」としても差し支えない。</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(2) . . . . .</p> <p>(貸付契約に基づいて返還された上場株式等の取得価額等)</p> <p><b>37の11の3-5</b> 措置法令第25条の10の2第15項第16号に規定する当該貸付契約に基づき返還される上場株式等を、. . . . .、同条第26項の規定の適用はなく、当該同一銘柄の上場株式等の取得価額の計算には影響しないことに留意する。</p> <p>(取引所売買株式等)</p> <p><b>37の11の3-6</b> 措置法規則第18条の11第23項第1号に<u>規定する</u>「取引所売買株式等」とは、. . . . .。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><b>(最終の気配相場の価格)</b>  <b>37の11の3-7</b> 措置法規則第18条の11第22項第1号から第3号までに規定する「最終の気配相場の価格」は、…………。</p> <p><b>(2以上の市場に価格が存する場合)</b>  <b>37の11の3-8</b> 措置法規則第18条の11第22項第1号又は第3号の同一の区分に属する同一銘柄の上場株式等について、…………。</p> <p><b>(価格公表者)</b>  <b>37の11の3-9</b> 措置法規則第18条の11第22項第3号に規定する「価格公表者」は、…………。</p> <p><b>(その他価格公表株式等の最終の売買の価格等)</b>  <b>37の11の3-10</b> 措置法規則第18条の11第22項第3号に規定する「その他価格公表株式等の最終の売買の価格」又は「最終の気配相場の価格」とは、…………。  (1) 公正価格を提供するため複数の店頭市場の情報を集計し、提供することを目的として組織化された業界団体が公表した当該取得の日における最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格(新株予約権付社債以外の公社債については、<u>日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値の平均値又は中央値を含む。</u>)  (2) ……………  (3) ……………</p> <p><b>(一株に満たない端数の処理)</b>  <b>37の11の3-11</b> 措置法令第25条の10の2第14項第12号及び第18号から第21号までに規定する事由により取得し、又は割当てを受ける上場株式等の全てを特定口座に受け入れる際に、…………、又は割当てを受ける上場株式等の全てには当該端数に相当する部分が含まれることに留意する。  したがって、…………、取得費等の額の計算及び所有期間の判定並びに同条第9項第1号に規定する書面等による通知を行うことに留意する。</p> <p><b>(特定口座内保管上場株式等を払い出した場合)</b>  <b>37の11の3-12</b> 措置法令第25条の10の2第25項に規定する「特定口座内保管上場株式等</p>	<p><b>(最終の気配相場の価格)</b>  <b>37の11の3-7</b> 措置法規則第18条の11第23項第1号から第3号までに規定する「最終の気配相場の価格」は、…………。</p> <p><b>(2以上の市場に価格が存する場合)</b>  <b>37の11の3-8</b> 措置法規則第18条の11第23項第1号又は第3号の同一の区分に属する同一銘柄の上場株式等について、…………。</p> <p><b>(価格公表者)</b>  <b>37の11の3-9</b> 措置法規則第18条の11第23項第3号に規定する「価格公表者」は、…………。</p> <p><b>(その他価格公表株式等の最終の売買の価格等)</b>  <b>37の11の3-10</b> 措置法規則第18条の11第23項第3号に規定する「その他価格公表株式等の最終の売買の価格」又は「最終の気配相場の価格」とは、…………。  (1) 公正価格を提供するため複数の店頭市場の情報を集計し、提供することを目的として組織化された業界団体が公表した当該取得の日における最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格  (2) ……………  (3) ……………</p> <p><b>(一株に満たない端数の処理)</b>  <b>37の11の3-11</b> 措置法令第25条の10の2第15項第12号及び第18号から第21号までに規定する事由により取得し、又は割当てを受ける上場株式等の全てを特定口座に受け入れる際に、…………、又は割当てを受ける上場株式等の全てには当該端数に相当する部分が含まれることに留意する。  したがって、…………、取得費等の額の計算及び所有期間の判定並びに同条第10項第1号に規定する書面等による通知を行うことに留意する。</p> <p><b>(特定口座内保管上場株式等を払い出した場合)</b>  <b>37の11の3-12</b> 措置法令第25条の10の2第26項に規定する「特定口座内保管上場株式等</p>

改正後	改正前
<p>の全部又は一部の払出し」とは、・・・・・・。</p> <p>(1)・・・・・・。</p> <p>(注)・・・・・・。</p> <p>(2)・・・・・・。</p> <p><b>(特定口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の金額との合計)</b></p> <p><b>37の11の3-13</b> 措置法第37条の11の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額(次項において「特定口座内保管上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額」という。)又は同条第2項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額若しくは雑所得の金額(次項において「信用取引等に係る上場株式等の譲渡による雑所得等の金額」という。)と特定口座以外における<u>上場株式等</u>に係る譲渡所得等の金額との合計は次の順序により行う。</p> <p>(1)・・・・・・。</p> <p>(2) (1)により合計された年間取引損益の各欄の金額について、特定口座以外の<u>上場株式等</u>に係る譲渡所得等の金額と合計する。</p> <p><b>(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱い等の準用)</b></p> <p><b>37の11の3-14</b> 特定口座内保管上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算、信用取引等(措置法第37条の11の3第2項に規定する信用取引又は発行日取引をいう。以下37の11の4-1において同じ。)に係る上場株式等の譲渡による雑所得等の金額の計算等については、<u>37の10・37の11共-1から37の10・37の11共-12まで、37の10・37の11共-14、37の10・37の11共-18から37の10・37の11共-21まで、37の10・37の11共-24、37の11-1から37の11-13まで及び37の12の2-1の取扱いを準用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>措置法第37条の11の5《確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得》関係</b></p> <p><b>(源泉徴収選択口座において生じた所得の金額等を申告する場合の計算)</b></p> <p><b>37の11の5-3</b> 源泉徴収選択口座において生じた所得又は損失の金額を申告する場合</p>	<p>の全部又は一部の払出し」とは、・・・・・・。</p> <p>(1)・・・・・・。</p> <p>(注)・・・・・・。</p> <p>(2)・・・・・・。</p> <p><b>(特定口座以外の株式等に係る譲渡所得等の金額との合計)</b></p> <p><b>37の11の3-13</b> 措置法第37条の11の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額(次項において「特定口座内保管上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額」という。)又は同条第2項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額若しくは雑所得の金額(次項において「信用取引等に係る上場株式等の譲渡による雑所得等の金額」という。)と特定口座以外における<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額との合計は次の順序により行う。</p> <p>(1)・・・・・・。</p> <p>(2) <u>上記(1)により合計された年間取引損益の各欄の金額について、特定口座以外の株式等</u>に係る譲渡所得等の金額と合計する。</p> <p><b>(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱い等の準用)</b></p> <p><b>37の11の3-14</b> 特定口座内保管上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算、信用取引等(措置法第37条の11の3第2項に規定する信用取引又は発行日取引をいう。以下37の11の4-1において同じ。)に係る上場株式等の譲渡による雑所得等の金額の計算等については、<u>37の10-1から37の10-13まで、37の10-15、37の10-19、37の10-23から37の10-26の3まで、37の10-28及び37の12の2-1の取扱いを準用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>措置法第37条の11の5《確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得》関係</b></p> <p><b>(源泉徴収選択口座において生じた所得の金額等を申告する場合の計算)</b></p> <p><b>37の11の5-3</b> 源泉徴収選択口座において生じた所得又は損失の金額を申告する場合</p>

改正後	改正前
<p>の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算は次の順序により行う。</p> <p>(1) ……。</p> <p>(2) ……。</p> <p>(3) 最後に、(2)により合計された年間取引損益の各欄の金額について、特定口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の金額と合計する。</p> <p><b>(源泉徴収選択口座において生じた所得の金額等を申告した場合の効果)</b></p> <p><b>37の11の5-4</b> 源泉徴収選択口座において生じた所得又は損失の金額を上場株式等に係る譲渡所得等の金額に算入したところにより確定申告書を提出した場合には、……、当該所得又は損失の金額を当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上除外することはできないことに留意する。</p> <p><b>措置法第37条の11の6《源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例》関係</b></p> <p><b>(源泉徴収選択口座内配当等の収入すべき時期)</b></p> <p><b>37の11の6-2</b> 源泉徴収選択口座内配当等については、その利子所得及び配当所得の収入金額の収入すべき時期は、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等(措置法第37条の11の6第8項に規定する金融商品取引業者等をいう。)から交付を受けた日となることに留意する。</p> <p><b>措置法第37条の12《恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例》関係</b></p> <p><b>(1株当たりの取得価額等の計算)</b></p> <p><b>37の12-1</b> 措置法第37条の12第1項から第4項までの規定の適用を受ける所得に係る1株当たりの取得価額等の取扱いについては、37の10・37の11共-1から37の10・37の11共-24まで、37の10-1から37の10-8まで及び37の11-1から37の11-13までの</p>	<p>の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算は次の順序により行う。</p> <p>(1) ……。</p> <p>(2) ……。</p> <p>(3) 最後に、上記(2)により合計された年間取引損益の各欄の金額について、特定口座以外の株式等に係る譲渡所得等の金額と合計する。</p> <p><b>(源泉徴収選択口座において生じた所得の金額等を申告した場合の効果)</b></p> <p><b>37の11の5-4</b> 源泉徴収選択口座において生じた所得又は損失の金額を株式等に係る譲渡所得等の金額に算入したところにより確定申告書を提出した場合には、……、当該所得又は損失の金額を当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上除外することはできないことに留意する。</p> <p><b>措置法第37条の11の6《源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例》関係</b></p> <p><b>(源泉徴収選択口座内配当等の収入すべき時期)</b></p> <p><b>37の11の6-2</b> 源泉徴収選択口座内配当等については、その配当所得の収入金額の収入すべき時期は、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収口座が開設されている金融商品取引業者等(措置法第37条の11の6第8項に規定する金融商品取引業者等をいう。)から交付を受けた日となることに留意する。</p> <p><b>措置法第37条の12《恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例》関係</b></p> <p><b>(1株当たりの取得価額等の計算)</b></p> <p><b>37の12-1</b> 措置法第37条の12第1項の規定の適用を受ける所得に係る1株当たりの取得価額等の取扱いについては、37の10-1から37の10-28までの取扱いを準用する。</p>

改正後	改正前
<p>取扱いを準用する。</p> <p><b>措置法第37条の12の2《上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除》関係</b></p> <p><b>(上場株式等に係る配当所得等の金額の意義)</b></p> <p><b>37の12の2-2</b> 措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除することができる「上場株式等に係る配当所得等の金額」とは、「上場株式等に係る配当所得等の申告分離課税の特例」を選択したもののみをいうことに留意する。</p> <p>また、同条第6項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（以下37の12の2-6までにおいて「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）を控除することができる「上場株式等に係る配当所得等の金額」についても同様である。</p> <p><b>(削 除)</b></p> <p><b>(上場株式等に係る配当所得等の金額もある場合の繰越控除の順序)</b></p> <p><b>37の12の2-4</b> 前年以前3年内の一の年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の</p>	<p><b>措置法第37条の12の2《上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除》関係</b></p> <p><b>(上場株式等に係る配当所得の金額の意義)</b></p> <p><b>37の12の2-2</b> 措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除することができる「上場株式等に係る配当所得の金額」とは、「上場株式等に係る配当所得の申告分離課税の特例」を選択したもののみをいうことに留意する。</p> <p>また、同条第7項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（以下37の12の2-6までにおいて「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）を控除することができる「上場株式等に係る配当所得の金額」についても同様である。</p> <p><b>(特定株式に係る譲渡損失の金額もある場合の繰越控除)</b></p> <p><b>37の12の2-3</b> <u>上場株式等に係る譲渡損失の金額は、措置法令第25条の11の2第9項及び第10項の規定により計算し、措置法第37条の13の2第4項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額（以下この項において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。）は、措置法令第25条の12の2第8項から第10項までの規定により計算するが、同一年中に上場株式等に係る譲渡損失の金額と特定株式に係る譲渡損失の金額が生じた場合におけるその年の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額として翌年に繰り越す損失の金額については、措置法令第25条の11の2第9項、第10項及び第25条の12の2第9項の規定により上場株式等に係る譲渡損失の金額を優先することに留意する。</u></p> <p><u>なお、繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額と特定株式に係る譲渡損失の金額のうちに、同一年中に生じた譲渡損失の金額がある場合には、措置法令第25条の11の2第8項第2号の規定により、まず特定株式に係る譲渡損失の金額から控除することに留意する。</u></p> <p><b>(上場株式等に係る配当所得の金額もある場合の繰越控除の順序)</b></p> <p><b>37の12の2-4</b> 前年以前3年内の一の年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の</p>

改 正 後	改 正 前
<p>金額の控除をする場合において、その年分の<u>上場株式等</u>に係る譲渡所得等の金額（<u>特定投資株式の取得に要した金額の控除等又は特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算若しくは特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の適用がある場合にはその適用後の金額</u>）及び上場株式等に係る<u>配当所得等</u>の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額は、措置法令第25条の11の2第8項第2号の規定により、まず当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る<u>配当所得等</u>の金額から控除することに留意する。</p> <p><b>（更正の請求による更正により上場株式等に係る譲渡損失の金額があることとなった場合）</b></p> <p><b>37の12の2-5</b> 措置法第37条の12の2第7項に規定する「上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につき当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある確定申告書を提出」した場合には、・・・・・・、新たに上場株式等に係る譲渡損失の金額があることとなった場合も含まれるものとする。</p> <p><b>（更正により上場株式等に係る譲渡損失の金額が増加した場合）</b></p> <p><b>37の12の2-6</b> 上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につき措置法第37条の12の2第7項の明細書等の添付がある確定申告書を提出した場合において、・・・・・・、その更正後の金額を基として同条第5項の規定を適用する。</p> <p style="text-align: center;"><b>措置法第37条の13《特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等》関係</b></p> <p><b>（払込みにより取得した者から贈与等により取得した場合）</b></p> <p><b>37の13-1</b> 「特定投資株式の取得に要した金額の控除等」は、・・・・・・。</p> <p>なお、「特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例」、「<u>特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算</u>」及び「特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除」の規定の適用についても同様である。</p>	<p>金額の控除をする場合において、その年分の<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額（<u>特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の適用がある場合にはその適用後の金額</u>）及び上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額は、措置法令第25条の11の2第8項第2号の規定により、まず当該株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額から控除することに留意する。</p> <p><b>（更正の請求による更正により上場株式等に係る譲渡損失の金額があることとなった場合）</b></p> <p><b>37の12の2-5</b> 措置法第37条の12の2第8項に規定する「上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につき当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある確定申告書を提出」した場合には、・・・・・・、新たに<u>措置法第37条の12の2第7項</u>に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額があることとなった場合も含まれるものとする。</p> <p><b>（更正により上場株式等に係る譲渡損失の金額が増加した場合）</b></p> <p><b>37の12の2-6</b> 上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につき措置法第37条の12の2第8項の明細書等の添付がある確定申告書を提出した場合において、・・・・・・、その更正後の金額を基として同条第6項の規定を適用する。</p> <p style="text-align: center;"><b>措置法第37条の13《特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等》関係</b></p> <p><b>（払込みにより取得した者から贈与等により取得した場合）</b></p> <p><b>37の13-1</b> 「特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例」は、・・・・・・。</p> <p>なお、「特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例」及び「特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除」の規定の適用についても同様である。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>(廃止)</b></p> <p>(廃止)</p> <p>(廃止)</p> <p style="text-align: center;"><b><u>附 則</u></b></p> <p><b><u>(経過的处理・・・改正通達の適用時期)</u></b></p> <p><u>この通達による「第1『租税特別措置法(株式等に係る譲渡所得等関係)の取扱いについて』(法令解釈通達)」の改正後の取扱いは、平成28年分以後の所得税について適用し、平成27年分以前の所得税については、なお従前の例による。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b><u>措置法第37条の16《割引の方法により発行される公社債の譲渡による所得の課税の特例》関係</u></b></p> <p><b><u>(国外において発行される公社債の意義)</u></b></p> <p><b><u>37の16-1</u></b> 措置法第37条の16第1項第1号に規定する国外において発行される公社債とは、当該公社債の募集又は売出しを行う地域が国外であるものをいい、外国通貨で表示されているものに限らないことに留意する。</p> <p><b><u>(国外発行の割引公社債等の譲渡による所得の所得区分)</u></b></p> <p><b><u>37の16-2</u></b> 措置法第37条の16第1項各号に掲げる公社債の譲渡による所得については、原則として譲渡所得とする。</p> <p><u>なお、当該所得が所得税法第33条第2項第1号《譲渡所得に含まれない所得》に掲げる所得に該当する場合は、この限りでないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 公社債の譲渡による所得が譲渡所得とされる場合において、当該譲渡所得が所得税法第33条第3項第1号《短期譲渡所得》に掲げる所得に該当するかどうかについては、所基通33-6の4参照。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>(新設)</b></p> <p>(新設)</p>